

令和6年第1回定例会

白子町議会会議録

令和6年 3月4日 開会

令和6年 3月13日 閉会

白子町議会

令和6年第1回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期日程等の議会運営について	4
○会期決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	6
○白子町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	15
○同意第1号～同意第12号の一括上程、説明、採決	17
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第13号～議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第18号～議案第23号の一括上程、説明、質疑	39
○一般質問	57
宗 島 理 仁 君	57
高 山 隆 一 君	64
前 田 充 浩 君	70
○休会の件	76
○散会の宣告	77

第 2 号 (3月13日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	80
○出席議員	80
○欠席議員	80
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○事務局職員出席者	81
○開議の宣告	82
○一般質問	82
大多和 正 之 君	82
大多和 秀 一 君	90
市 川 隆 子 君	98
○議案第1号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第18号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決	126
○追加日程の件	133
○議案第18号修正の動議上程、説明、質疑、討論、採決	133
○閉会の宣告	141
○署名議員	143

令和6年第1回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和6年3月4日(月) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 白子町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第 7 同意第 1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 2号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 3号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 4号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 5号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 6号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 7号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 8号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第 9号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第10号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第11号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第12号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第12号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第13号 令和5年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について
- 日程第21 議案第14号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について
- 日程第22 議案第15号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について

- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 5 年度白子町介護保険事業特別会計第 3 回歳入歳出補正予算
について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 5 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第 2 回歳入
歳出補正予算について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 6 年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 6 年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につい
て
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 6 年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 6 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 6 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予
算について
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 6 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 3 1 一般質問
- 日程第 3 2 休会の件
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 2 まで議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	大 塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	1 0 番	酒 井 良 信 君
1 1 番	今 関 勝 巳 君	1 2 番	大多和 正 之 君
1 3 番	大多和 秀 一 君	1 4 番	市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	齊藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	増井角栄君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	芦原潤	書記	上代智也
書記	中古珠輝也	書記	林昌弘

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和6年第1回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、3番秋葉広行君、4番高山隆一君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会期日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 改めまして、おはようございます。

春の訪れを知らせる、しらこ桜のピンク色がまぶしい中で、しらこ温泉桜まつりが開催されました。昨日は白子町観光大使で白子町出身の落語家、三遊亭律歌さんと同じく白子町出身のミュージシャン、イダセイコさんのライブがあり、たくさんの来町者で盛況だったようです。

さて、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき、誠にご苦勞さまでございます。

それでは、2月26日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告いたします。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、同意案件12件、条例案件8件、契約案件1件、補正予算5件、新年度予算6件、計画案件3件の合計35案件であります。また、一般質問は6名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今定例会の会期は本日3月4日から19日までの16日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして、効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日3月4日から3月19日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日3月4日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から月例現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会から令和6年度予算の概要について報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑組合議会から令和6年度予算の概要について報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（梅澤哲夫君） 日程第5、町長から施政方針の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、令和6年度施政方針を申し上げます。

初めに、本年1月1日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災されました全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興復旧、被災者の方々の生活再建に心よりお祈り申し上げます。

本町としましては、被災地に対し見舞金の送付や総務省からの要請による職員派遣など様々な支援を実施しているところですが、今後も被災地支援を可能な限り行ってまいります。

令和5年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の5類感染症に移行されたことに伴い、一時の危機的な状況を脱し、コロナ前の日常生活に戻りつつありましたが、世界的な食料、原材料不足に端を発した原油価格、物価高騰が生じ、私たちの生活や経済活動に影響を及ぼしています。

本町も国の交付金を活用した町民、事業者への支援を行いました。引き続き地域経済の推移について注視してまいります。

町制施行70周年を迎え、公共施設等の老朽化が課題となる中、人口構造や地域社会を取り巻く環境が大きく変容していることから、今後の公共施設の在り方や機能の集約などを多角的な視点から検討し、効率的な資産管理を行いながら、将来にわたって持続可能な町を築いてまいります。社会のデジタル化がますます加速し、様々な公的サービスを便利に利用できるよう、本町でもデジタル技術を活用した取組を進めてまいります。

さて、議員各位におかれましては、今年度末を控え公私ともにご多忙のところ、令和6年第1回議会定例会にご参集いただき、ご苦労さまでございます。

本定例会には、令和6年度一般会計予算及び5事業特別会計予算案をはじめ、補正予算案、条例改正案、農業委員会の委員の任命に関する同意案件などを提出させていただきました。

審議に先立ち、新年度における町政運営の方針と施策の概要を説明申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

本町の令和6年度予算につきましては、限られた財源を有効・確実に活用するため、次の3点を柱といたしました。

まず、第1点目は、教育環境の充実です。

将来を担う子供たちに最適な教育環境を提供するため、小学校統合に向けての議論を進めていくとともに、ICT教育を含む質の高い教育環境の整備に努めてまいります。

2点目は、子育て支援の充実ですが、子供たちが健やかに成長するための施設を含む環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスを提供するため、第3期白子町子ども・子育て支援事業計画を策定し、町と地域が一体となり既存の事務事業の見直しを含め、さらなる子育て支援施策の充実、強化に取り組んでまいります。加えて、昨年度に引き続き、子育てをめぐる様々な課題に対応するため、保健、福祉、教育など関連分野が横断的に連携した施策の展開に取り組めます。

3点目は、災害に強いまちづくりです。

防災の専門的知見を有する地域防災マネジャーを新たに採用、配置し、本町の地勢、特性に対応する災害対策の具体的な計画を進展させるとともに、地域防災力の向上及び有事即応体制の強化を推進してまいります。

これら3点を柱とし、国・県の動向を勘案した上で予算編成に臨み、一般会計予算案は前年度と比べ3.7%の増、歳入歳出それぞれ52億3,600万円を計上いたしました。

それでは、主要施策の概要について、各款、各課に従いまして説明申し上げます。

第2款総務費、総務課ですが、行政文書の適切な管理について文書管理システムを導入します。既に全職員を対象とした研修会を実施しており、文書の一元管理を本格的に進めてまいります。

次に、企画財政課ですが、小学校適正配置等検討委員会の最終答申を踏まえ、小学校統合のための準備を進めてまいります。白子荘跡地の利活用につきましては、昨年度に引き続き、基本構想の成果品に基づき、国・県など関係機関の意見もいただきながら、具体的な利活用整備計画の策定及び公園計画の見直し手続を進めてまいります。学校でもない、家庭でもない、塾でもない、子供たちが安心して過ごすことができる居場所づくりとして、B&G財団の補助金を活用した子ども第三の居場所事業に取り組んでまいります。

続いて、住民課、戸籍住民関係では、本年3月1日から戸籍謄本の広域交付制度が始まる

ことにより、戸籍請求の利便性が図られ、また、本町においても行政手続のワンストップ化の推進を図るため、おくやみハンドブックを作成し、きめ細やかな窓口サービスの向上に努めてまいります。

次に、第3款民生費、健康福祉課ですが、福祉施策については、外出支援事業や福祉タクシー事業のほか、高齢者等の交通弱者の生活の足の確保を目的に、らくらくタクシー事業を実施し、効率的で持続可能な交通手段の構築を目指し取り組んでまいります。

障害福祉サービス等につきましては、国の基本指針及び地域の実情に基づき、令和6年度から3か年を計画期間とする第7次白子町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定しました。共に生き、共に安心して暮らせるまちづくりの基本理念を継承しつつ、本計画に掲げた目標を実現すべく、障害福祉サービスの適切な利用を促進してまいります。また、援助や介護を必要とする高齢者、障害者等、要支援者の孤立を防止するため、民生委員、社会福祉協議会、民間事業者等と連携し、要支援者を早期に発見し、支援につなげる地域見守りネットワークの充実など、施策の強化に努めてまいります。

続いて住民課ですが、子育て支援につきましては、子育て、教育、保育や地域、子供、子育て支援の提供体制を確保することを目的に、令和7年度を開始期とした第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、令和5年度に実施した子育てに関するアンケート結果を基本資料として、子供施策の基本的方針に定めるこども大綱に基づき、住民に分かりやすい計画策定に取り組めます。

また、本年度から子育て支援事業として、出生から3歳までの児童を対象に、家庭で保育を行う世帯に対し経済的な負担軽減を図るため、在宅育児支援事業を実施します。

保育所につきましては、運動能力や体力向上を目的とした運動教室、ダンス教室や学びの分野に関する英語教育、食育教育など特色のある保育事業を継続してまいります。これらの関係機関と情報を共有し、切れ目のない支援を引き続き実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、第4款衛生費、健康福祉課ですが、新型コロナウイルス感染症につきましては対応が長期に及んでおりましたが、コロナ後の段階に入ったことを踏まえ、コロナ禍で低下した各種検診受診率の向上、回復を図ってまいります。

また、健康ポイント事業では参加者が約2,000名、普及率は人口の2割を超えました。健康増進や介護予防につながる大規模な、大規模ポピュレーションアプローチの成功事例として、今後も環境整備を含めた歩く健康づくりの一層の普及を図ってまいります。

さらに、子育て支援強化の一環として、経済的支援と対象者に寄り添う伴走型相談支援を組み合わせた出産子育て応援事業を令和5年度に立ち上げたところですが、令和6年度はコンセプションケアの一環として、妊婦への葉酸摂取の普及促進等、女性の健康づくりを進めてまいります。

続いて、環境課ですが、美しいまちづくりについては、快適な環境の景観づくりの推進を目指し、遊休農地と役場東側の花の広場を活用して、菜の花やコスモス、ひまわり等の種をまき、開花時に多くの人に楽しんでもらえるよう取り組んでまいります。

環境美化運動については、地域美化運動による花等の植栽及び町内の清掃や廃棄物の不法投棄防止パトロールなどを実施し、良好な地域環境づくりのために活動を支援してまいります。

有害鳥獣駆除については、野生鳥獣の生息域が拡大していることから、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、イノシシは引き続き箱わなで捕獲を強化し、カラスやドバトは猟友会に協力をいただき、春と秋に有害鳥獣駆除を実施してまいります。

また、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保を図るため、狩猟者登録等に必要経費に係る補助を実施してまいります。

地球温暖化対策については、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力供給の強靱化を図るため、家庭用燃料電池のシステム並びに定置用リチウムイオン蓄電システム、プラグインハイブリッド自動車を含む電気自動車、V2H充放電設備の住宅用脱炭素化設備等設置事業を推進してまいります。

次に、第5款農林水産業費、産業課ですが、農業の振興につきましては、農業者の高齢化や担い手の減少に加え、生産資材等の高騰に伴い様々な課題が山積しております。本町においてこれらの課題を解決するため、持続的な地域農業の確立に向けた地域の幅広い関係者で課題や方向性などを話し合い、目指すべき農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を進めてまいります。

さらに、持続可能な農業の実現に向けて、民間企業の持つスマート農業等の先進性や効率性を活用しながら、新たな農業体系の確立を促進してまいります。

また、昨今の電気、ガス及び重油等のエネルギー価格の高騰により、経済的な影響を受けている農業者等に対し支援してまいります。

米政策につきましては、主食用米の需要減少が続く中、安定した米価を維持していくため飼料用米等の作付転換を引き続き推進し、経営所得安定対策の実施に努めてまいります。

担い手対策につきましては、国・県の補助事業等の活用と併せ、町独自の支援事業により、生産性や収益性の高い農業経営の実現を図るとともに、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進めることで、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、新規就農者など、次世代を担う多様な担い手の育成・確保につきましては、近年、研修希望者が増加しつつある長生農業独立支援センターと連携し、新規就農者の定着を図るとともに、農業次世代人材投資事業等を活用し、農業の所得の安定と経営発展の支援事業による就農直後に必要な機械や施設等の支援をしてまいります。

農業基盤整備につきましては、県営事業の湛水化防除事業、白潟北地区農村地域防災減災事業、南白亀地区の早期完成を進めてまいります。

また、多面的機能支払交付金の事業において、近年多発する集中豪雨等から農業用施設等の湛水被害の低減を図るため、田んぼダムの取組を推進するとともに、地域の共同活動や農業用排水路等の長寿命化に対し支援してまいります。

水産業の振興につきましては、ハマグリ種苗やウナギ・フナの幼魚の放流事業を継続して実施し、水産資源の育成に努めてまいります。

南白亀川特有の特産の青ノリは、昨年、採苗方法等を試行錯誤した結果、青ノリの成長が見込まれたことから、引き続き南白亀川漁業協同組合及び関係機関と連携し調査研究を行い、青ノリの確実な生産に向けて取り組んでまいります。

次に、第6款商工費、商工観光課について申し上げます。

商工業につきましては、町内中小企業等の運転資金及び設備改善資金借入れの利子補給を継続し経営安定化の下支えを図るほか、町内商店等の消費促進、創業及び町内事業所等の立地に対して支援を図ってまいります。昨今のエネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く町内中小事業者の方の事業継続に対し、支援を図ってまいります。

また、ふるさと納税制度のさらなる推進を行い、町の特産品をPRするとともに、町内の産業の活性化を図ってまいります。

観光についてですが、本町出身の落語家、三遊亭律歌氏を初代観光大使に迎え引き続き積極的な誘客活動を展開していくほか、コロナ禍からの観光復興を確実なものにするために支援を図ってまいります。令和5年度において観光振興計画を新たに策定したところですが、それらの計画を実現するため推進組織の設立を目指していきます。

また、今夏も海水浴場を開設することとし、準備を進めてまいります。併せて夏のイベン

ト充実を行い、誘客の強化を図ってまいります。

次に、第7款土木費、建設課ですが、都市計画については本年度から実施している白子町都市マスタープランの改定作業に関する件、引き続き取組を進め、令和6年度に完成及び公表を目指しています。

道路網の整備についてですが、千葉県が事業主体の県道茂原白子バイパスは、古所海岸入り口交差点から白子町サッカー場までの整備区間2.1キロに続く福島までの区間2.9キロの線形確定により、白子町区間の5キロメートル全ての線形が示されたところです。千葉県への引き続き早期完成の要望を行うほか、事業促進については連携を図ってまいります。

町道の整備につきましては、町道107号線の幸治西区間800メートルの歩道整備を進め、その他主要道路、生活道路及び橋梁等は、緊急性、有効性を踏まえ、損傷も著しい部分の修繕等、必要な整備を順次進めてまいります。

住宅施策につきましては、若者マイホーム取得奨励事業や住宅リフォーム工事、町内建築物の耐震診断と耐震改修工事に対する助成を引き続き実施し、また、空き家対策としましては、空き家等実態調査を行い計画策定の準備を進めていくなど、安全・安心な住環境づくりと子育て世代の移住・定住に結びつくように推進していきます。

平成24年度から実施しました地籍調査事業につきましては、町内全域での土地境界の確定と測量、またその成果の閲覧が完了しました。令和6年度は浜宿地区の登記事務を進め、完全完了を目指します。

海岸侵食対策につきましては、九十九里浜侵食対策計画に基づき、千葉県において養浜等整備を進めているところです。地域住民の生命、財産を守るため、引き続き海岸侵食対策事業と併せて南白亀川堤防かさ上げ工事など、治水対策事業の推進について、県と連携を図ってまいります。

次に、第8款消防費、総務課ですが、令和5年度末に更新完了予定のハザードマップを町民に全戸配布し、防災意識の向上に努めてまいります。また、災害対策用として備蓄電池の購入を計画しており、実効性のある地域防災力の強化に努めてまいります。

次に、第9款教育費、教育課ですが、白子町小学校適正配置等検討委員会から選出されました最終答申を基に、子供たちにとってより良い教育環境づくりを目指すため、白子町小学校適正配置等基本方針及び基本計画を作成し、住民への説明やパブリックコメントを実施し、広く意見を募ってまいります。

I C T教育では、児童生徒1人1台端末と高速大容量通信ネットワークを活用し、魅力的

で分かりやすい授業を実現し、子供たちの情報活用能力の育成等、学習意欲及び学校学力の向上に取り組んでまいります。

小中連携教育では、学年や学区、校種を超えた合同学習や体験学習を積極性に取り入れ、また、地域の素材や人材を活用、生かした教育活動を通して、ふるさと白子教育の充実に取り組んでまいります。

特別支援教育では、各学校に特別支援教育支援員と学習支援員を配置し、障害や生活や学習上の困難の改善に向け、各学校教育職員と連携し適切な指導、支援に取り組んでまいります。

英語教育では、外国人講師を小学校に配置し、低学年から生きた英語を慣れ親しむ活動を充実させてまいります。

国際交流事業では、次代を担う中学生を対象とした国内において国際交流を行い、外国の国籍を有する者との各種の活動を通して英語力やコミュニケーション能力を高め、国際感覚を身につけた人材の育成に取り組んでまいります。

続いて、生涯学習課ですが、誰もが生涯にわたって学び続けたいという学習意欲に応えるため、町民の学習ニーズに対応した各種講座等を開催し、多くの町民に学習の場を提供できるよう努めてまいります。

また、青少年センターは築後39年が経過し、雨漏り等の老朽化も激しく、施設の長寿命化を図るため改修工事に向けて取り組んでまいります。

青少年健全育成の推進につきましては、地域の子は地域で守り育てるを基本に、青少年相談員や青少年育成関連団体等との連携を推進するとともに、交流事業や体験事業等の実施に取り組み、次世代を担う青少年の育成に努めてまいります。

文化・芸術の振興につきましては、引き続き優れた文化・芸術の鑑賞・参加の機会の提供、町民の自主的な文化活動の支援に努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、町民が気楽にスポーツを楽しみ、併せて健康づくりに取り組めるようスポーツ活動機会の充実を図るほか、中学校部活動の地域移行につきましても、関係団体と連携し様々な課題に取り組み、地域クラブの設立や持続可能な運営ができるよう支援を図ってまいります。

続いて、学校給食センターでは子育て支援を推進するため、千葉県公立学校給食費無償支援事業を活用し、第3子以降の児童生徒に係る学校給食の無償化に取り組みます。

また、物価高騰により給食食材費も値上がりしていることから、その高騰分を町が負担す

ることにより保護者負担の軽減を図ります。併せて、学校給食の質や量を低減することなく、栄養価を維持することに努めてまいります。

一般会計の財源について申し上げます。

まず、歳入の25%を占める町税ですが、町民税は新型コロナウイルス感染症の影響の回復と、令和4年度決算及び令和5年度決算見込みを鑑み3,559万5,000円の増、固定資産税は新築家屋の増を見込み432万9,000円の増、総額で前年度に対し5,093万8,000円、4.04%増の13億1,110万8,000円を計上しました。

従来のコンビニ納付に加え、納付書のQRコードを利用したスマホ決済アプリでの納付利用者も増えており、キャッシュレス化をさらに推進し、納税しやすい環境を整え利便性を高めることで徴収率の向上につなげてまいります。

地方消費税交付金は前年度より2,000万円の減、2億3,000万円、地方交付税は前年度より8,000万円増の16億8,000万1,000円を計上しました。

また、財政調整基金などから6億3,134万円を繰り入れ、財源不足に対応しました。

続きまして、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、前年度2.3%減の15億8,746万5,000円を計上しました。引き続き国民健康保険制度の安定化を図るとともに、本年度からが開始期となる白子町国民健康保険第3期保健事業実施計画に基づき保健事業を実施し、医療費の抑制、加入者の健康増進を目指してまいります。

また、現行の健康保険証の廃止における対応につきましては慎重に準備を進め、住民に不安を与えることのないよう、万全を期して対応してまいります。

次に、後期高齢者事業特別会計ですが、前年度比8.2%増の1億9,579万8,000円を計上しております。1人当たりの医療費は増加傾向にありますので、引き続き医療費の抑制につながる健康増進事業を実施してまいります。

また、令和5年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業についても関係部署と連携して、高齢者の健康保持増進のため、効果的かつ効率的な実施をしてまいります。

また、介護保険事業特別会計ですが、前年度比1.2%増の13億7,580万4,000円を計上しております。介護保険制度は25年目を迎え、第9期介護保険事業計画を策定し、本計画に基づく事業を展開してまいります。

今後、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、より介護のニーズが高い

85歳以上の高齢者人口が増加することが予想されます。また、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加することが見込まれており、介護する家族の負担増や介護離職者の増加、介護職員の人材不足なども課題になってきております。

これらの課題に直面する中、介護が必要になった場合でも高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくために、自立支援、介護予防、重度化防止の取組を推進するとともに、地域包括ケアシステム、認知症施策等を重点課題に掲げ、各種取組を実施していきたいと考えております。

また、認知症予防策の一つとして、LINEとウェブサイトを活用したチャット型コミュニケーションツールにより介護予防情報を発信し、認知機能低下の予防を図りながら、より良い生活習慣へと促す事業に取り組んでまいります。

次に、コミュニティ・プラント事業特別会計ですが、前年度比7.1%減の1億1,079万円を計上しております。将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、令和5年度より運営委員会を設置しており、健全な経営体制の確立のため料金改定を踏まえ、検討してまいります。

次に、ガス事業特別会計ですが、中長期的な経営の基本計画であるガス事業経営戦略改訂版等の整合性を図り、経営改善を進め、持続可能な健全経営に努めてまいります。

また、天然ガスの環境性や脱炭素社会における役割のクリーンエネルギーとしての期待として記載されており、地域の脱炭素化や活性化、また、まちづくりなどの地域課題の解決への貢献を目指すとし、公営企業として町民の皆様に信頼、支持され続けるガス事業を展開してまいります。

続きまして、白子町が加入している一部事務組合の負担金について申し上げます。

まず、長生郡市広域市町村圏組合であります。一般会計の本庁の負担金は昨年度に比べ513万4,000円増額され、3億8,496万4,000円であります。主な事業として、衛生費では最終処分場建設事業の土木建設工事などが予定されています。

また、消防事業では消防団員の年額報酬の引上げなどが予定されています。

水道事業特別会計の負担金は、前年度とほぼ同額の3,521万4,000円であります。

水道事業につきましては、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合に関する協議が進んでおり、今後の動向を注視してまいります。

次に、病院事業特別会計の負担金は、昨年度に比べ522万5,000円増額され4,875万7,000円あります。主な増額理由として、退職手当組合負担金の増及び給与改定による会計年度任

用職員への勤務手当の支給と給与費の増によるものです。

今後とも、経営改善に向けた取組を継続してまいります。一般会計と水道事業、病院事業合わせて本町の長生郡市広域市町村圏組合に対する負担金の総額は4億6,893万5,000円で、前年度に比べ1,040万円の増額となっております。

次に、一宮聖苑線組合の負担金は、前年度に比べ32万8,000円の増、620万8,000円です。

増額の理由としましては、退職手当支給事務に要する一般負担金の返還の終了によるものです。

以上、令和6年度予算案を基に主要施策の概要を申し上げます。

各議案の詳細につきましては、提案の際、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎白子町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（梅澤哲夫君） 日程第6、白子町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、三橋昭和君、長島登志夫君、市川博之君、渡邊良典君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した三橋昭和君、長島登志夫君、市川博之君、渡邊良典君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会補充員には長島光雄君、荒井克政君、斉藤利雄君、板倉親夫君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、長島光雄君、荒井克政君、斉藤利雄君、板倉親夫君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順番についてお諮りいたします。

補充の順番は、ただいま議長が指名した順番にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、補充の順番は、ただいま議長が示した順序に決定いたしました。

◎同意第1号～同意第12号の一括上程、説明、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第7、同意第1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ないし日程第18、同意第12号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、提案説明をいたします。

同意第1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。白子町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、諸岡由紀夫、住所、生年月日、経歴は資料のとおりであります。

次に、同意第2号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白子町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、大多和健二、住所、生年月日、経歴は資料のとおりであります。

次に、同意第3号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めます。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、片岡知幸、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第4号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めます。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、河野庄一、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第5号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、石和田喜明、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第6号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、田邊義輝、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第7号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、倉田晃二、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第8号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、酒井保長、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第9号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、三橋克治、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第10号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、齊藤 浩、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第11号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出。

白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、石井秀行、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

次に、同意第12号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求める。

令和6年3月4日提出、白子町長、石井和芳。

記としまして、氏名、細谷勝、住所、生年月日、経歴は資料のとおりです。

以上、同意のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

同意第1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第2号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第3号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第3号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第4号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第4号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第5号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第5号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第6号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第6号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第7号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第7号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第8号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第8号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第9号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第9号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第10号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第10号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第11号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第11号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第12号 白子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第12号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅澤哲夫君) 日程第19、議案第12号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長(石井和芳君) 議案第12号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の締結について、これは企画財政課長より内容説明をいたします。

○議長(梅澤哲夫君) 続いて、内容説明を求めます。

議案第12号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長(大矢 務君) 議案第12号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の締結について、内容説明いたします。

お手許に配布してございます提出議案説明資料によりご説明いたしますので、説明資料の5ページをご参照ください。

議案第12号の内容についてですけれども、旧白子町営国民宿舎白子荘の撤去解体工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議決を求めるものです。

契約の方法につきましては制限付き一般競争入札、契約金額につきましては消費税相当額

を含んだ上で7,590万円、工事の規模については撤去解体工事一式、契約の相手方ですけれども、白子町牛込3909番地の6、丸信工業株式会社、代表取締役、今井静夫。

以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第12号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の締結について、質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 1点だけ教えていただきたいんです。

この工期についてお伺いします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

工期末は本年10月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

討論に入ります。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第20、議案第13号 令和5年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、ないし日程第24、議案第17号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第13号ないし議案第17号の提案説明をいたします。

まず、議案第13号 令和5年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、今回の補正予算額は6,299万4,000円の追加です。これは企画財政課長から内容説明いたします。

次に、議案第14号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について、今回の補正額は9,165万9,000円の追加です。

議案第15号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、今回の補正額は93万3,000円の減額です。

以上、2議案については住民課長から内容説明いたします。

次に、議案第16号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について、今回の補正額は780万9,000円の減額です。これは健康福祉課長から内容説明いたします。

次に、議案第17号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、今回の補正額は1,281万3,000円の減額です。これは環境課長から内容を説明いたします。

以上、議案第13号ないし議案第17号の提案説明を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第13号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第13号 令和5年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,299万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,322万8,000円とし、併せて繰越明許費の追加及び地方債の変更を行うものです。

まず、繰越明許費について説明いたしますので、8ページをお開きください。

繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、財産管理事業786万5,000円及び地域経済循環創造事業2,500万円、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳総務事業1,167万1,000円、4款衛生費1項保健衛生総務費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業95万円及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業30万円、8款消防費1項消防費、災害対策事業1,016万7,000円、6事業合わせて5,595万3,000円につきまして年度内完了が見込めないた

め、翌年度に繰り越すものです。

次に、地方債の変更等について説明いたします。

同じく8ページの下の段をご覧くださいと思います。

県営湛水防除事業を130万円減の960万円に、県営農村地域防災減災事業を460万円減の270万円、橋梁整備事業を240万円減の780万円、臨時財政対策債を1,121万2,000円減の2,378万8,000円に、それぞれ事業費の確定等により変更するものであり、起債の方法、利率及び償還の方法については変更はございません。

それでは、歳出より主なものにつきまして説明いたします。

恐れ入りますが、22ページをお開きください。

2款総務費、1項1目の一般管理費の減は、副町長不在に伴う23ページの特別職人件費の減が主なものです。

23ページをお願いいたします。

5目財産管理費の減は、光熱水費の減及び24ページの庁舎修繕工事費の減が主なものです。

同じく24ページ、6目企画費の増は、ふるさと納税推進事業の増、25ページの地域おこし事業の減、公共交通応援事業の増、町民生活支援商品券配布事業の減、26ページの地域活性化企業人事業の減、地域経済循環創造事業の増が主なものです。

27ページをお願いします。

8目防災行政無線費の減は、子局撤去工事費の減が主なものです。

29ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費の減は、会計年度任用職員人件費の減、システム改修業務委託料の増が主なものです。

30ページをお願いします。

4項2目県議会議員選挙費の減は、投開票事務に係る経費の減が主なものです。

31ページをお願いします。

3目町議会議員選挙費の減は、選挙運動公費負担金の減が主なものです。

34ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の増は、重度心身障害者医療給付金の減、障害者自立支援給付費の増、35ページの更生医療給付費の減、障害者医療費国庫負担金過年度返還金の増、介護サービス事業所施設等支援金の増が主なものです。

35ページをお願いします。

2目老人福祉費の減は、36ページの老人福祉施設入所措置費の減、ふれあいセンター維持管理事業の減が主なものです。

37ページをお願いします。

4目国民健康保険費の減は、国民健康保険事業特別会計繰出金の減、5目介護保険費の減は、介護保険事業特別会計繰出金の減によるものです。6目後期高齢者医療費の減は、委託料、負担金、繰出金の減、後期高齢者医療給付費過年度負担金の増が主なものです。

38ページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費の減は、会計年度任用職員人件費の減が主なものです。

39ページをお願いします。

2目児童福祉施設費の減は、会計年度任用職員人件費の減、保育所児童福祉施設事業の減が主なものです。

40ページをお願いします。

3目児童措置費の減は、児童手当費の減、ひとり親家庭等医療費等給付金の減、41ページの子供医療給付費の減が主なものです。

42ページをお願いします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の増は、医療提供体制継続支援金の増が主なものです。2目予防費の減は、個別予防接種委託料、検査委託料、43ページの新型コロナウイルスワクチン接種委託料、44ページのシステム利用料などが減となりましたが、43ページの国庫補助金及び国庫負担金過年度返還金の増が主なものです。

44ページをお願いします。

4目環境衛生費の減は、住宅用脱炭素化設備等設置補助金の減、5目公害対策費の減は、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減によるものです。6目健康管理費の減は、検診委託料の減が主なものです。

46ページをお願いします。

2項1目清掃総務費の減は、会計年度任用職員人件費の減、不法投棄ごみ収集作業委託料の減が主なものです。2目コミュニティ・プラント処理費の減は、コミュニティ・プラント事業特別会計繰出金の減によるものです。

47ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の減は、各事業の補助金の減が主なものです。5

目農地費の減は、県営湛水防除事業負担金の減、48ページの県営農村地域防災減災事業負担金の減が主なものです。

51ページをお願いします。

6款商工費、1項2目商工業振興費の減は、創業支援補助金の減によるものです。3目観光費は、会計年度任用職員人件費の減、52ページの観光地域協力隊事業の減が主なものです。

55ページをお願いします。

7款土木費、2項1目道路維持費の減は、道路維持補修事業の委託料の減によるものです。2目道路新設改良費の減は、道路舗装改良排水整備工事費、用地購入費及び物件補償費の減が主なものです。3目橋梁新設改良費の減は、業務委託料の減、56ページの橋梁修繕工事費の減が主なものです。

57ページをお願いします。

3項1目河川総務費の減は、排水機場維持工事費の減が主なものです。

58ページをお願いします。

4項住宅費、2目住宅建設費の減は、住宅対策総務事業の各種補助金の減によるものです。

60ページをお願いします。

8款消防費、1項3目災害対策費の減は、ハザードマップ作成業務委託料の減、リース料等の減が主なものです。

61ページをお願いします。

9款教育費、1項1目教育委員会費の減は、海外派遣事業補助金の減が主なものです。

64ページをお願いします。

4項1目社会教育総務費の減は、会計年度任用職員人件費の減が主なものです。2目公民館費の減は、光熱水費及び講師謝礼の減が主なものです。

68ページをお願いします。

11款公債費、1項2目利子の減は、利率見直し方式による借入金の利率減によるものです。

69ページをお願いします。

12款諸支出金、2項1目積立金の増は、財政調整基金積立金として地方財政法の規定による過去2年間分の繰越金に応じた剰余金積立て分1億1,420万円及び利子分87万円を積み立てるものです。

71ページをお願いします。

5項1目積立金の増は、今後の起債償還金の増に備えるため、減債基金の積立てを行うも

のです。

74ページをお願いします。

7項1目積立金は、ふるさと白子応援基金の積立てを行うものです。

76ページをお願いします。

9項1目積立金は、公共施設整備基金として毎年度5,000万円を目標に積立てを行うものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について主なものを説明いたしますので、11ページにお戻りください。

1款町税は、1項町民税から6項入湯税まで増額を見込み、全体として6,181万円の増となります。

6款法人事業税交付金から12ページの10款地方特例交付金までは、県による推計を算定基礎として、それぞれ増減の見込みを立てております。

11款地方交付税は、確定値により11億7,370万4,000円を増額しました。

13款分担金及び負担金及び14款使用料及び手数料は、実績見込みにより追加補正を行いました。

13ページをお願いします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金の減は、1目民生費国庫負担金の増、2目衛生費国庫負担金の減が主なものです。

2項国庫補助金の増は、1目総務費国庫補助金の増、14ページの3目衛生費国庫補助金及び4目土木費国庫補助金の減が主なものです。

16款県支出金、1項県負担金の減は、15ページの1目民生費県負担金及び3目国民健康保険基盤安定県負担金の減が主なものです。

15ページをお願いします。

2項県補助金の減は、1目民生費県補助金、16ページの3目農林水産業費県補助金及び7目総務費県補助金の減、17ページの8目消防費県補助金の増が主なものです。

17ページをお願いします。

3項委託金の減は、総務費委託金の減によるものです。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入は、1節土地売払収入の増によるものです。

18款寄附金、1項1目一般寄附金は、2事業所から善意のご寄附を頂いたものであり、ふるさと白子応援寄附金は、ふるさと納税の増、18ページの3目教育費寄附金は1個人、2事

業所から善意のご寄附を頂いたものであります。

18ページをお願いします。

19款繰入金、1項基金繰入金の減は、1目財政調整基金繰入金、2目減債基金繰入金、税収及び地方交付税などの歳入増が見込まれること、また、事務事業の確定に伴う歳出見込みが減額となりましたことに伴い、繰り入れる金額が減少したことによるものです。

また、5目ふるさと白子応援基金繰入金の減は、基金の充当先となる事務事業費の確定見込みに伴い減額するものです。

20款繰越金は、確定した前年度繰越金の本年度予算未計上分を計上するものであります。

21款諸収入は、19ページの1項延滞金加算金及び過料から4項雑入まで、当該各項目の実績見込みによるものです。

20ページの22款町債につきましては、説明の冒頭に内容説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

以上が歳出を賄う歳入の主なものとなります。

なお、予算書案の77ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上、議案第13号の内容説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第14号及び議案第15号の内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第14号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について内容説明をいたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,165万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1,251万4,000円とするものです。

それでは、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款保険給付費9,302万3,000円を増額は、1項1目の一般被保険者療養給付費及び10ページの2項1目一般被保険者高額療養費の増によるものです。

続きまして、歳入につきましてご説明いたしますので、6ページにお戻りください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2日出産育児一時金臨時補助金は2万円の増額です。令和5年度の単年補助事業として、令和5年4月1日から本年3月31日までに支給決定しま

した出産育児一時金の支給1件につきまして、5,000円を国が補助するものです。

4款1項1目保険給付費等交付金は、127万4,000円の減額で特定健康診査等負担金の額の確定によるものです。

6款1項1目一般会計繰入金は、291万1,000円の減額で保険基盤安定繰入金などの額の確定によるものです。

7款繰越金9,480万4,000円は、前年度繰越金予算未計上分でございます。

なお、14ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第14号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第15号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について内容を説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,995万2,000円とするものです。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、2目基盤安定拠出金93万3,000円の減額です。この科目は、徴収した保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、額の確定によるものです。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の93万3,000円の減額は、額の確定によるものです。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第16号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、議案第16号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ780万9,000円を減額し、総額を14億895万4,000円とするものです。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費67万5,000円の減額補正でございます。

主に当初パートタイムの会計年度職員の人件費を組んでいましたが、採用者がいなかったことによる人件費の減が主な減額理由でございます。

10ページをお開きください。

3 項介護認定審査会等費、2 目認定調査等費85万4,000円の減でございますが、新型コロナ対応のため施設等で面会禁止の措置を講じておりまして、調査が実施できない場合や、感染拡大に強い不安があり訪問調査が困難な家庭については、介護認定の有効期間を1年間延長いたしましたので、その関係で主治医見料、作成料が減額となっております。

次に、11ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費1,800万円の増、2 目介護予防サービス給付費400万円の減、12ページをお開きください。4 目居宅介護予防福祉用具購入費及び住宅改修費100万円の増、5 目居宅介護サービス計画給付費50万円の増、6 目介護予防サービス計画給付費80万円の減、7 目審査支払手数料2万円の増。13ページをご覧ください。8 目高額介護サービス等給付費100万円の減、9 目特定入所者介護予防サービス費、390万円の減。10 目地域密着型介護予防サービス給付費400万円の減でございます。

これらは、それぞれの介護サービスに係る保険給付費につきまして、これまでの実績を考慮して予算化したものでございますけれども、見込み量に差異が生じたことから、現在の利用状況に合わせたサービスごとの給付額に修正するものでございます。

15ページをお開きください。

5 款地域支援事業費、1 項1 目介護予防生活支援サービス事業費920万4,000円の減、2 目介護予防ケアマネジメント事業費119万7,000円の減です。これらは保険給付費と同様に、見込み見込み量に差異が生じたことから、現在の利用状況に合わせた給付額に修正するものでございます。

16ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、2 項1 目一般介護予防事業費10万5,000円の減です。介護予防システム使用料の減額による減でございます。

17ページをお開きください。

3 項包括的支援事業、任意事業、1 目包括的支援事業210万1,000円の減です。これは包括支援センター委託料の減額による減となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、6ページにお戻りください。

3款国庫支出金から7ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金までにつきましては、歳出の2款保険給付費及び5款地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合に応じて修正しております。

8ページをお開きください。

7款1項5目、その他一般会計繰入金199万9,000円の減は、職員給与等繰入金の減額によるものです。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金548万6,000円の減ですが、基金からの繰入れは保険給付費等に不足が生じなかったため減額いたします。

8款1項1目繰越金3,178万7,000円の増は、令和5年度の繰越金です。

以上、令和5年度介護保険事業特別会計第3回補正予算の説明といたします。

なお、21ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第17号の内容説明について、環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 議案第17号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算総額に歳入歳出それぞれ1,281万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,089万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費、2項1目維持管理費1,267万3,000円の減額は、主な要因としては処理場維持管理業務委託の入札差金による減額、並びに新規引込み工事件数の減による減額、処理場機器入替え工事費について、工事内容の見直しによる減額となります。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、2項1目負担金225万2,000円の減額は、コミュニティ・プラント事業への新規引込み工事件数の減により、加入負担金180万円及び取り出し工事負担金45万2,000円の減額でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項1目使用料160万円の減額は、主に休止した受益者が増加したことによる減額でございます。

続きまして、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金886万1,000円の減額は、維持管理費の減額に伴い、繰入金の減額をするものでございます。

なお、一般会計歳出補正予算繰出金にて増額を計上しておりますことを申し上げます。

以上で、白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

議案第13号ないし議案第17号の審議中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これより議案第13号 令和5年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、質疑を行います。

9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 26ページの地域経済循環創造事業補助金2,500万円について、総務省が行っている地域の資源と資金を活用して、地域に雇用を生み出す事業を支援する「ローカル10,000プロジェクト」のひとつかと思います。

金融機関等から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者の初期投資費用等について、地方公共団体が助成する経費に対し、地域経済循環創造事業交付金を交付すとしていますが、補助金の詳細、補助する事業はどのようなものなのかを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおりでございます。総務省の地域循環創造事業ということで、こちらは地方創生の関連によりまして、平成25年ぐらいから国としては行っておるんですけども、本町としては初めて対応するという事業になります。

ご指摘のように、金融機関からの無担保融資を受けるということが条件になっておりまし

て、今回、本町が行います事業につきましては、国が認めている総事業費は5,000万、うち半分が金融機関からの融資ということになります。残りの2,500万円が国庫補助基本額になりまして、そのうちの半分が国庫補助金、残りを町が負担するということになりますけれども、その町が負担したもののうち半分につきましては、翌年度に特別交付税の措置があるということになります。

この事業については議員がご指摘のとおり、地域に仕事をつくる、雇用の場をつくる、人の流れをつくるということを目的にしております、地方創生の一連の事業と関連しております、こういったものに支援をしたいというような企業があった場合は、企業版ふるさと納税などを使って財源充当も行っていくということになります。

今回、本町が予定している事業についてはクラフトビールの製造を行いまして、これは廃屋といいますか、利用を中止した建築物を購入いたしまして、そちらにクラフトビールの醸造施設を造る。その醸造したビールを提供しながら、軽い食事などを取れるスペースもつくる。さらに、建物自体がある程度大きさがありますので、コワーキングスペースなどをつかって交流を図る。さらに、都内とか、そういった都市部からの研修、宿泊なども、小人数ですけれども、そういったことを受け入れるというようなことも予定しております。クラフトビールにつきましては、ふるさと納税の返礼品にも使えるようにということで、地元でそういった活用なども考えております。

また、大手のビール会社さんにOEM供給ということで、そういった段取りも進めているということで伺っております。

この事業の国の内示が今月の後半、順調にいきますと後半頃になるということで国のほうからも予算計上、ぜひお願いしたいということでありましたので、今回、計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ありがとうございます。今回2,500万のうち先ほど説明があったとおり自治体の負担が、2分の1が国で、そのまた2分の1が特別交付税で、その4分の1が自治体負担ということなんですけれども、自治体負担としても625万円はやっぱり自治体負担ということなので、それ相応に大きい金額なのかなと感じています。そうしたときに、先ほど説明があったんですけれども、地方公共団体の負担により直接解決、支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となるというのが、この補助事業の公募要件になっているんですけ

れども、それはどのような地域課題があって、それが解決策につながることを町は見込んで
いるのか。あとは、町は今、ふるさと納税の返礼品を出していくという、町との関わり方も
う少しあれば伺えればと思います。

もう一点は、今回初めて白子町が手を挙げてやったんですけれども、今後これを随時募集
していると白子町のホームページにあったんですけれども、それというのはこういう人たち
をどんどん見つけていかなくちやいけないという、企業、そういう努力も今後していくのか、
それを2点伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） これは申請者が国に挙げたところの地域への貢献というところ
では新規雇用の創出、地元生産者等に例えば農産物等の例えばビールを作る原材料、そう
いったものを将来的な協調、それからビジネス客をターゲットとした、先ほど言いましたコ
ワーキングであったりとか研修、そういったものの新しいビジネスモデルの創出、ふるさと
納税への起用ですね。それから、今いろいろ言われているんですが、2地域居住とか、そう
いったものがあるんですけれども、そういったところの一助になればということで考えてお
るということ、これが地域への貢献ということになります。

それから、今後こういった事業者の募集というか、公募ということになるんですけれども、
実はご存じだと思いますが、金融機関の無担保融資というのは非常にハードルが高くて、今
回のこの事業についても事業者と一緒に、今回のこの事業については県内の第一地方銀行が
融資をするということで協定してやってもらっているんですけれども、そういった金融機関
さんと一緒にこちらに話が来るというケースが初めてのケースなんで、ケースが多いのかど
うか分からないですけれども、いずれにしてもご自身というか、事業者だけの相談というの
はなかなか難しいんだと思います。いずれにしても金融機関がそういった事業に協調してく
れるという大前提がありますので、しかもこれは先ほど言いましたように、無担保融資とい
うことで、金融機関などからいろんな書類も出ますので、今回のケースについても大体A4
で60ページぐらいの書類を作る必要がありますので、そういった書類作りとか、そういうと
ころを考えると、あまりぼんぼん出てくるというのはなかなか難しいのかなという感じはし
ております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

討論に入ります。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論の討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(発言する者なし)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第23号の一括上程、説明、質疑

○議長（梅澤哲夫君） 日程第25、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第30、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第18号ないし議案第23号の提案説明をいたします。

議案第18号 令和6年度白子町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ52億3,600万円と定める。令和6年3月4日提出、白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明いたします。

次に、議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億8,746万5,000円と定める。

令和6年3月4日提出、白子町長、石井和芳。

議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,579万8,000円と定める。

令和6年3月4日提出、白子町長、石井和芳。

以上2議案については住民課長から内容を説明いたします。

次に、議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億7,580万4,000円と定める。

令和6年3月4日提出、白子町長、石井和芳。

これは健康福祉課長から内容説明いたします。

次に、議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,079万円と定める。

令和6年3月4日提出、白子町長、石井和芳。

これは環境課長から内容を説明いたします。

次に、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算について。

令和6年3月4日提出、白子町長、石井和芳。

これはガス事業所長から内容説明いたします。

以上、議案第18号ないし議案第23号の提案説明を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、概要説明を求めます。

議案第18号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和6年度白子町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億3,600万円を計上いたしました。前年度と比べ1億8,700万円、3.7%の増となりました。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づき説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款議会費は、前年度と比べ397万7,000円増の8,816万6,000円を計上しました。

2款総務費は、前年度と比べ7,006万1,000円増の10億2,211万2,000円を計上しました。1項総務管理費の増が主なものです。

3款民生費は、前年度と比べ9,263万8,000円増の16億7,357万6,000円を計上しました。1項社会福祉費及び2項児童福祉費の増が主なものです。

4款衛生費は、前年度と比べ7,560万円減の5億4,584万5,000円を計上しました。1項保健衛生費の減が主なものです。

5款農林水産業費は、前年度と比べ1,807万3,000円減の2億6,018万7,000円を計上しました。1項農業費の減が主なものです。

6款商工費は、前年度と比べ1,407万3,000円増の1億4,369万6,000円を計上しました。1項商工費の増が主なものです。

7款土木費は、前年度と比べ3,564万2,000円増の2億7,403万7,000円を計上しました。1項土木管理費、4項住宅費、5項都市計画費の増が主なものです。

8款消防費は、前年度とほぼ同額の2億3,891万5,000円を計上しました。

9款教育費は、前年度と比べ5,941万3,000円増の5億224万4,000円を計上しました。2項小学校費及び5項保健体育費の増が主なものです。

11款公債費は、前年度と比べ2,033万9,000円減の3億7,535万1,000円を計上しました。

12款諸支出金は、前年度と比べ2,510万4,000円増の1億186万4,000円を計上しました。7項ふるさと白子応援基金費の増が主なものです。

13款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しました。

以上が歳出予算の概要についてであります。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、2ページにお戻りください。

1款町税は、1項町民税から3項軽自動車税、6項入湯税の税目で前年度を上回る予算計上となり、町税全体で前年度と比べ5,093万8,000円増の13億1,110万8,000円を計上しました。

2款地方譲与税から3ページの10款地方特例交付金まで、合計3億4,893万1,000円で前年度と比べ822万円の減となりました。県による見込額の試算結果を参考に計上いたしました。

11款地方交付税は、国の動向を踏まえ、前年度と比べ8,000万円増の16億8,000万1,000円を計上しました。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上しました。

13款分担金及び負担金及び14款使用料及び手数料は、前年度とほぼ同額を計上しました。

15款国庫支出金は、前年度と比べ4,913万9,000円減の3億3,626万1,000円を計上しました。

16款県支出金は、前年度とほぼ同額の3億5,307万5,000円を計上しました。

4ページをお願いします。

17款財産収入及び20款繰越金は、前年度とほぼ同額を計上しました。

18款寄附金は、前年度と比べ5,100万円増の2億100万2,000円を計上しました。

19款繰入金は、前年度と比べ1,655万6,000円減の6億3,134万円を計上し、歳出予算を賄う財源不足に対応しました。

なお、町の保有基金の中心となる財政調整基金からの繰入金は、前年度と比べ613万6,000円減の3億4,928万3,000円を計上し、令和6年度末の財政調整基金の保有残高は9億7,717万円を見込んでいます。

21款諸収入は、前年度と比べ4,847万7,000円増の1億3,059万6,000円を計上しました。

22款町債は、前年度と比べ2,910万円増の1億2,240万円を計上しました。防災行政無線の親機更新による緊急防災減災事業債の発行の増によるものであります。

なお、令和6年度末の町債残高見込みは37億2,867万8,000円となります。

以上、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について概要説明をさせていただきました。

歳入歳出予算の詳細につきましては、各常任委員会の場におきまして各課から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第19号及び議案第20号の概要説明について、住民課長、御

園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度と比べ2.3%減の15億8,746万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、被保険者の減少によるものです。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、1款総務費、1項総務管理費4,176万8,000円、2項徴税費221万6,000円など合わせまして4,408万3,000円を計上いたしました。前年度と比べ705万の減です。

2款保険給付費は1項療養諸費10億851万2,000円、2項高額療養費1億4,288万2,000円など、合わせまして11億5,977万7,000円を計上いたしました。前年度と比べ1,806万円の減です。

3款国民健康保険事業納付金は、1項医療給付費分2億3,336万9,000円、2項後期高齢者支援金分8,958万7,000円など、合わせまして3億5,261万4,000円を計上いたしました。前年度と比べ1,244万9,000円の減額です。

5款5目保健事業費は、特定健診や保健指導の実施等に係る経費で2,770万4,000円を計上いたしました。前年度と比べて44万1,000円の減額です。

以上が歳出予算の概要です。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、2ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税は、2億2,620万9,000円を計上いたしました。前年度と比べ1,943万円の減です。減額の主な要因は、被保険者数の減によるものです。

4款県支出金は、普通交付金、特別調整交付金など合わせまして11億7,403万円を計上いたしました。前年度と比べ2,095万7,000円の減額です。

6款繰入金は、一般会計繰入金など1億4,274万9,000円を計上いたしました。前年度と比べ812万3,000円の減です。

7款繰越金は、4,300万3,000円計上いたしました。

以上で、議案第19号の概要説明を終わります。

続きまして、議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比8.2%増の1億9,579万8,000円を計上いたしました。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、1款総務費、1項総務管理費101万8,000円、2項徴収費73万円合わせまして、174万8,000円を計上いたしました。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、千葉県広域連合への納付金で1億9,334万8,000円計上いたしました。前年度と比べ1,487万9,000円の増です。

以上が歳出予算の概要です。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、2ページにお戻りください。

まず、1款1項後期高齢者医療保険料は、前年度と比べ1,160万3,000円増の1億4,731万3,000円を計上いたしました。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金など合わせまして、4,778万3,000円を計上いたしました。

以上で、議案第20号の概要説明を終わります。

なお、議案第19号及び議案第20号の詳細につきましては、常任委員会でご説明させていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第21号の概要説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,580万4,000円と定めるものであります。前年度と比較いたしまして、1,680万4,000円の増でございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

予算書の12ページをお開きください。

1款総務費5,140万3,000円、前年比408万6,000円の減です。主なものは、職員の人件費と13ページの会計年度任用職員の人件費となっております。

次に、16ページをお開きください。

2款保険給付費は、総額で12億5,615万5,000円を見込んでおります。前年比1,605万1,000

円の増となっております。主なものは、1項1目居宅介護サービス給付費4億7,070万1,000円は、要介護度1以上の認定を受けた方々が在宅で訪問介護サービスや通所サービス、短期入所などの各種の居宅サービスに要する給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費でございますが、3億3,900万7,000円、これは特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所に係る費用でございます。前年度の実績を加味して利用料を推計いたしました。

次に、17ページをお願いします。

5目居宅介護サービス計画給付費6,049万5,000円、介護サービス利用のためのケアプラン作成に係る費用です。

18ページをお開きください。

8目の高額介護サービス等費3,380万は、サービス利用者が支払った1割から3割の負担額が一定の上限額を超えたときに、超過分を払い戻す費用です。また、低所得者には負担が過重にならないように軽減された上限額が設定されています。

9目特定入所者介護介護予防サービス費4,233万4,000円は、施設入所者等の食費や居住費の負担軽減に係る費用でございます。所得の低い方に負担の限度額を設定し、基準費用額と負担限度額の差額を介護保険で補うものです。

10目の地域密着型介護介護予防サービス給付費2億8,210万6,000円は、29人以下の特別養護老人ホームやグループホーム、定員18人以下の通所介護サービスなどの利用に係る給付費です。

次に、21ページをお願いします。

5款地域支援事業費は、要支援1または2の判定を受けた方の訪問介護、通所介護の介護予防サービス給付費及び健常者の介護予防事業や地域包括支援センターを担う専門職3人の人件費等で、総額6,682万7,000円を計上いたしました。前年度比483万8,000円の増となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で2億8,014万8,000円を計上しております。前年比207万1,000円の増です。

次に、3款国庫支出金は、1項国庫負担金と2項国庫補助金を合わせまして3億1,923万6,000円を計上いたしました。

8ページをお開きください。

4款県支出金は、1項県負担金と3項県補助金等を合わせまして1億8,737万1,000円を計上しております。これらは歳出予算の2款保険給付費及び5款地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合に応じて計上しております。

9ページをご覧ください。

5款支払基金交付金3億4,701万2,000円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、社会保険診療報酬支払基金が一括して徴収し交付されるもので、保険給付費及び介護予防生活支援サービス事業の27%に相当する額を計上しております。

7款繰入金につきましては、合計で2億4,190万8,000円を計上しました。主なものは、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1億5,701万9,000円、これは歳出の保険給付費及び地域支援事業費の町負担12.5%相当分です。

10ページをお開きください。

5目その他一般会計繰入金5,140万2,000円は、本業務を行う職員の給料及び介護認定調査に係る事務費等でございます。

2項基金繰入金245万6,000円は、保険料に繰り入れます。

以上、令和6年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明といたします。

なお、給与費明細書につきましては、30ページ以降に掲載してありますので、ご参照願います。

また、こちらの歳入歳出予算の詳細につきましては、3月6日に開催されます厚生文教常任委員会で詳細を説明させていただきます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第22号の概要説明について、環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,079万円と定めるものでございます。

初めに、主な内容を歳出よりご説明申し上げますので、9ページをお開きください。

1款総務費は、総額で1億1,078万7,000円を計上いたしました。

1項1目一般管理費374万8,000円につきましては、主なものでコミュニティ・プラント事業

運営委員 6 人に対する報酬 9 万 9,000 円、コミュニティ・プラント事業を行うため、会計年度任用職員 1 人分に要する給料 218 万 2,000 円、職員手当 87 万 3,000 円などがございます。

10 ページをお開きください。

2 項 1 目維持管理費 1 億 7,300 万 9,000 円につきましては、主なものでクリーンセンターの電気使用料金及び水道料金に要する光熱水費 2,898 万円、クリーンセンター施設の機器の分解整備及び電気設備点検整備に要する修繕料 661 万 5,000 円、クリーンセンター施設の維持、保全管理、運転操作及び水処理管理に要する処理場維持管理委託料 2,673 万円、クリーンセンターから発せられる警報があった場合や、真空弁つき汚水ますの不具合が生じた場合に、修繕や交換に要する真空システム等維持管理業務委託料 1,064 万 1,000 円、第 1 クリーンセンター内に設置されている水処理動力制御盤の経年劣化による改良工事に要する処理場機器入替え工事費 1,541 万円などがございます。

続きまして、財源となります歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、2 項 1 目負担金は、255 万円を計上いたしました。これは歳出予算の 1 款総務費、2 項 1 目維持管理費の新規加入工事費に対する負担金でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料は、4,100 万 1,000 円を計上いたしました。これは各クリーンセンターの使用料でございます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、6,723 万 6,000 円を計上いたしました。

以上、令和 6 年度コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の説明といたします。

なお、詳細につきましては、常任委員会でご説明させていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第 23 号の概要説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第 23 号 令和 6 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 2 条、業務の予定量でございますが、供給戸数の減少等を考慮し、1、期末ガス供給戸数を昨年度増減 20 戸減の 2,880 戸、2、年間ガス販売量を 10 万立方メートル減の 260 万立方メートルに、3、1 日平均ガス販売量を 7,123 立方メートルに定めさせていただきました。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の収入より第 1 款ガス事業収益を 3 億 1,197 万 4,000 円、主なものとして第 1 項の製品売上げでは、昨年の令和 5 年 1 月より実施されている電気ガス

価格激変緩和対策事業の経済対策が6月までの予定であり、国の補助を反映したガス使用料金に加え、7月以降は国の補助の予定がなく、ガス使用料金として2億9,086万1,000円。

次に、第3項営業外収益では、ガス料金の値引きに適用した政府補助金収入等を含め1,302万2,000円を見込むものです。

支出では、第1款ガス事業費用2億9,714万3,000円。主なものとして、第1項売上げ原価では、ガスの仕入れに係るもので1億1,668万8,000円。

第2項供給販売費では、職員人件費や委託作業費等、安全安定供給及び保安に関するもので1億4,379万円。

第3項一般管理費では、全般的な管理業務に要する費用として2,501万1,000円を予定するものです。

次に、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入より第1款資本的収入を2,000万1,000円、支出では本管入替え工事等への建設改良費用及び企業債の元金償還費用として、第1項資本的支出を9,951万8,000円とするものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,951万7,000円を過年度分損益勘定留保資金394万9,000円、当年度分損益勘定留保資金7,030万4,000円、消費税資本的収支調整額526万4,000円で補填する見込みでございます。

次に、第5条では建設投資の財源として借り入れる企業債の限度額を2,000万円とするものです。

なお、借入れ方法等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3ページの第8条、職員給与費を4,387万3,000円、第9条では、棚卸資産購入限度額を291万5,000円と定めるものでございます。

以上で、令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、詳細につきましては、常任委員会でご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、概要説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第18号ないし議案第23号までについては、議会運営委員会で決定したとおり、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査についてはお手許に配布してある議案付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号ないし議案第23号までについては、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査については常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

総括質疑は、一般会計予算全体に関する質疑だけとし、予算書に記載されている個別、具体的な事務事業についての質疑は委員会において行うこととしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) それでは、予算編成について施政方針を含めて2点お伺いをします。

まず、1点目の小学校の適正配置についてですが、施政方針をご覧いただければと思いますが、まず小学校の適正配置については、2ページに「小学校統合に向けての議論を進めていく」という言葉が出てきます。そして、3ページに企画財政課のほうで「小学校適正配置等検討委員会の最終答申を踏まえ、小学校統合のための準備を進めてまいります」という文言が出てまいります。12ページになりますと、今度は教育委員会のほうからは、教育課のほうですけれども、「小学校の適正配置等検討委員会から提出された最終答申を基に」、基本方針を基にですよ、「基本方針及び基本計画案を作成し、住民の説明やパブコメを実施して広く意見を募っていく」というふうに出ています。3つ出てくるんですが、これを見たときに、この適正配置の進め方については一体どういうふうな流れでやっていくんだろうというふうに考えていたんですけれども、あと、広報しらこに町長のほうの答申を受けてというふうな文章が載っかっていますけれども、この中で「教育委員会と共に統合に向けた検討を進め」というような言葉が出てきます。これらを総括して考えると、ここ2年間にわたって適正配置の検討委員会が開かれ、その答申を受けて、順序としてはこれから教育課が要は統合が望ましいよね、あるいは場所については、これはどこから出たかしれませんが、中学校の脇がいいよねという、これは3地区で開かれた検討委員会の中でそれぞれの方々が参加をして出てきたというふうに思いますけれども、これらを踏まえて、まずは取りまとめをするときに教育課が先導して、この答申を受けて、じゃ、合併するかどうか、それから基本

的にどんな学校づくりをするかというのを、今年1年をかけて進めていくというふうに、まずは聞きました。その統合準備委員会は来年ですよという話も聞いていますので、今年1年かけて基本方針や基本計画をつくる上で学校の姿が見えてくる。初めてここで、じゃ、こんなものをつくるために基本設計をすべきだよねということの順序だと思うんです。

今年度の予算で、実は企画費の中に小学校の建設事業として1億2,000万が組まれています。まずはこの根拠について、この流れとその根拠についてお伺いします。

○議長（梅澤哲夫君） 大多和委員に申し上げます。

総括質疑は一般会計予算全体に関わることで、今、細部にわたっておりますので、以上の内容については常任委員会等で再度、質問していただければというふうに思いますが。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） じゃ、総括の質疑ですので、この流れ等についてお伺いしたいんですよ。予算の中に入らないとすれば、私が考え方おかしいのかどうか知らないけれども、普通であれば基本方針や基本計画ができて、それから進むべきだろうというふうに思うんですが、今の時点で先般、教育長と話をしたときに、いや、中学校のすぐ西側に3階建ての校舎を建てて12クラス必要なんです。プラス特別支援学級と、さらには特別教育棟が必要になるんですという話をされていたんですけども、これって、これから方針や計画をつくるものであるのに、なぜここまで言い切っちゃうんだらうと。これに向けて、これを企画財政課のほうに提出をして、その建設事業の予算が組まれたというふうなことを聞いたのと、私もそれで理解をしましたので、この流れがこれでいいのかということは聞いても大丈夫ですか。

○議長（梅澤哲夫君） 直接予算ということではないんで、またこれは常任委員会等で流れ等について質問ということでいかがでしょうか。今回の総括質疑については予算全体についてということになっているんで、常任委員会の中で流れ、予算について。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） じゃ、総括質疑というのは一体何を聞けばいいんだらうというふうになりますけれども、例えば、広域議会なんかに出ていくと同じようなやり方をするんですけども、総括質疑の中に、細部については聞かないですけども、こういう流れについてはどうですかという聞くことを実際に行われているんですよ。それを流れも聞けない、何も聞けないというと、これって何を質問する機会なのというふうに思うんですけども、まずはこういう流れを聞いておかないと分からないじゃないですか。予算じゃなくて施政方針を含めて聞いているので、実際に6年度にやっついこうとしている方針が出ていて、これ

について、じゃ、どうやって進めるの、どうやって進めてきたのというようなことを今確認しているの、答えられないことではないと思うんですよ。実際に開かれた議会にするためには、あまり一つ一つ変な形をつくらなくて、こういう中でも要は質問して、説明できるものは共通理解の中で、要はこういう質疑をしていくのがいいのではないかというふうに、この形自体はもともと広域の議会を参考にしながらつくってきたものなので、これを含めて議長判断は難しいでしょうけれども、流れ等々がもしお答えできるのであれば、その次の常任委員会に向けての準備もできるのではというふうに考えたんですが、駄目であれば駄目でいいですけれども、その判断をお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） ただいまの施政方針、大多和議員の質問に対する、そこについて執行部がその予算へどういうふうに反映されてどうなのかという聞き方で、質問でよろしいですか。

○13番（大多和秀一君） はい。

○議長（梅澤哲夫君） 執行部、お願いします。

企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

施政方針に対する令和6年度の予算の計上の考え方というのは、今、個別事案について出ましたけれども、そういうことではなくて施政方針、町長が冒頭でも述べましたとおり、教育環境の充実、子育て支援の充実、災害に強いまちづくり、これが令和6年度を中心に予算編成をします。これは予算編成方針ということで、町の課長会議の中でみんなに示した上でつくったものでございまして、そういう意味では、この施政方針に関する令和6年度予算の中心となるものは、この3本柱ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） だから私もよく理解できませんけれども、その施政方針の中で教育、じゃ、これについてはまずいと思っていますというふうに言って、ここで言っているんですかね。この施政方針について、施政方針演説の中でこの方針が出ていますけれども、これについては私は違うのではないかと思いますというふうな発言をしておいていいんですかね。その方針自体が、これはおかしいというふうに発言しているんですかね。だから、なぜこうなったか、そういうフローを説明することもここでは駄目だというふうなことになるという考えでいいんですかね。それに向けて、次の厚文教に臨めばいいというふうになればいい

いということですか。

じゃ、もう一つお伺いしようと思っていたのは、施政方針の中の10ページで道路整備のことなんですけれども、県道茂原白子バイパスについてなんですけれども、昨年11月に3工区の線形が出されて進めていく中で、この施政方針の中でこれを進めていきますよ、これは進めていくのは賛成ですから、この中に事業促進に向けて、これは予算が組まれていないという大変なんですけれども、事業促進に向けて6年度は特に白子町はどんなところに力を入れていくおつもりですかというようなことを聞きたいんです。町長とお話をする中で、3工区については、ご自身の希望で5年間で特にこの3工区は終わらせるんだというふうなお話をされていましたよね。知事さんと2回ぐらい面談をしたというような話もされてましたよね。こういうような感触を受けて、既に採択から30年たった道路が実際的には事業費ベースで11%しか進んでいない、この現実を踏まえて、これが3工区で5か年で完成できるものなのか。しかも新しい橋を架け替えというようなところもあって、あの言葉というのは、5か年でというのはそれなりの根拠があるはずですので、こういうことを含めて、まずは6年度についてはどんな促進活動をしていくのかということもお聞きをしたいんですけれども、これについても常任委員会でというならそこで聞きますけれども、答えられるべきものであればお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私が、今このままでいけば10年かかってしまいますよということで、できれば5年以内にやってもらわないと白子町の今後の予定も相当狂ってきちゃうわけです。ですから、それはこちらの要望事項として、がんがんやっていくということでございます。結局、今までもそういう形で、町からも相当な力でやはり要望をちゃんとしていたかどうかというのは私も分かりませんけれども、そういうことがあるんで、こちらがやっていくということで、5年でできるという、これは県の事業ですから、5年でできるというあれは決してないわけなんですけれども、できればやってもらいたい、そういう願望を言っているわけでございますので、そんな簡単に、そんな言葉尻を取って、そういう形でそういうようなことを言わないでください。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 決して言葉尻を取っているわけではない。私もやっぱり早くしたいという思いは一緒ですので、やっぱりこれは共に歩みたいというふうに思っていますので、我々ができることがあれば遠慮なくおっしゃってくればありがたいというふうに思って、

今発言をさせてもらったんです。

特に3月、間もなく長生グリーンラインの一部供用ですけれども、開通をいたしますよね。同じ圏域の中の高規格道路で、いわゆる長生グリーンラインは、そのさらに先、鴨川大原の道路までの継続が今回期成同盟がつくられたと思うんですけれども、進めていきますよね。同じ中でやっぱり差異を感じるというふうに思っていますので、この辺の取組は本町、とにかく白子バイパスが一つの本町のまちづくりに大きな基礎になる、基本になるということは当たり前のことですので、ぜひとも、共に頑張っ、早く開通をというふうに、これは1世紀先じゃ困ってしまいますので、それを含めてお伺いしました。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありますか。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 先ほど企画課長からちょっと私が聞きたい内容の一部話がありましたけれども、まずこの施政方針の6年度の予算に3つの柱を出していますね。1が教育環境の充実、2が子育て支援の充実で、さらなる子育て支援策の充実と強化に取り組むと。3点目が災害に強いまちづくりということで、最終的には地域防災力の向上及び有事即応体制の強化を推進するという考えが出ています。基本的にはこの3点を基本に各課がそういうものを含めて予算措置をしていると思うんですけれども、一応分かれば教えていただきたいのは、この3点を主力的に令和6年度取り組んでいくという中で、主力的な予算項目はどのようなところがあるのか、その辺が分かればちょっと教えておいてもらいたいんですけれども。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 執行部、答弁をお願いします。

企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

個別具体的なものについては、各課の詳細説明、概要説明の際申し上げましたけれども、そういった中でお伺いしていただきたいと思っておりますけれども、1つ、うちのほうの課で言えば、大多和秀一議員からは今いろいろ指摘ありましたけれども、教育環境の充実という意味を込めて統合小学校の設計調査費、こういったものはこちらで計上させていただいたところでございます。

流れであったりとか、そういうご質問もありましたので、そういったところは常任委員会の中でつまびらかになっていくのではないかと、このように思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） それでは、常任委員会の際にいろいろ確認はさせていただきますけれども、説明の際に基本的にこの3点に沿った予算はこういう内容が入っていると、その辺の説明も細かにお願いできればと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに総括質疑ありますか。

（発言する者なし）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑は国民健康保険事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑はいかがですか。

（発言する者なし）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑は後期高齢者事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） これまた判断材料に困るんですけども、先ほどの補正をやっていて思ったのは、各事業量に差異が生じたので補正をしましたよね。かなりの差異がありました。この差異というのは偏差の中の範囲でと捉えて、今年度の予算編成をするときに昨年度の予算と同様な額、これもまた中の話なんですかね。その事業量の持つ量と、それはこれ

って結局は保険料とかいろいろ反映をしてくるので、その考え方、予算編成するときにある程度分かるので、事業量の差異が生じたときに、それに合わせた予算編成が今回これを見ていてされていないなというふうに思ったんですけども、この考え方についてお伺いします。

○議長（梅澤哲夫君） 答弁をお願いします。

○企画財政課長（大矢 務君） それでは、お答えいたします。

事業量の算出につきましては、例年、前年度の実績を踏まえて予算のほうを算出しておりまして、今回差異が生じてしまったんですけども、ちょっと去年と違う状況があったということで、そういった差異が生じてしまったということであります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 課長の考え方は、これは差異が生じたのは偏差の範囲の中であるという考え方でいいんですよね。だから今年は昨年と同じような形で組んだというような捉え方でよろしいんですよね。はい、分かりました。

○議長（梅澤哲夫君） 他に総括質疑、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑はコミュニティ・プラント事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） コミュニティ・プラント事業費ということで1億1,000万、その中で使用料が4,100万で繰入金6,700万、これを予算を組んだとき、町長は今後どのようにしていくか、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これは非常に今後、懸案事項だと間違いなくそう思っています。これはこの間、委員会も設立されまして、今後、使用料とか、そういうものも検討していくという、そういうことになっておりまして、結局これは要は下水道事業ですから、最終的にはや

はり全額個人が負担というわけにもいかないと思います。やっぱり公的な負担が相当部分は当然やらざるを得ないというふうに思っています。

ただ、そういう中で今後、料金の引上げ、これは当然考えていかなきゃいけない。というのは、今、浄化槽を合併浄化槽を使っている人とのちょっと差異がありまして、合併浄化槽のほうがかえって高いくらいになっていますんで、この辺は70億もかけたコミュニティ・プラント事業でございますんで、もうちょっと負担はいただいて、それでもほかの地域と比べてとんでもなく高いというわけにはいきませんが、ある程度今後、上げていくような方向で進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それで、運営委員のメンバーもしっかり決まっていると思うんで、またメンバーの皆さん、また執行部のほうでよく検討していただいて、1日も早く町民が公平になるようにしていただければと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

次に、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑はガス事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は2時25分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第31、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。

1点目といたしまして、SWCモデル事業において、DXを活用した妊産婦等への健康サポートを実施してきたと思いますが、その詳細について伺っていきます。

ママを真ん中と名づけられたプロジェクトは、筑波大学つくばウエルネスリサーチによるデータ分析などを基に、妊婦、子育てをする親の心身の健康への自立的な取組を促進するもので、全国12の自治体とも連携し行われています。子育てに寛容な住民、地域をつくり、多様なサポート事業を用意して、少子化対策の先進例を構築していくことを目指しているかと思えます。

妊娠、出産はホルモンバランスや体の変化が起こりやすい時期でもあり、妊産婦及び乳幼児を養育する女性のために、対面とオンラインによる運動、相談、一体型の健康教室を開催してきたかと思えます。

また、健康教室内では専門職の相談やミニ講座、参加者同士の交流の時間も設けてあり、体と心をケアするための時間になっています。私の妻も、このオンラインによる体操に参加させてもらっていますが、体操だけでなく様々な課題を抱えながら、妊娠、出産をする女性が健康で暮らしやすく、子育てが楽しいと感じられるコミュニティづくりのために行われていました。

しかしながら、参加自治体が12自治体あるにもかかわらず、毎回、参加者が少ないと感じています。ある回では私たちの家庭1組だけの日もあり、素晴らしい取組にもかかわらず、また、体操の開始時間も子育てが一段落する夜の9時からと工夫されていますが、参加者が

乏しいのが現状です。

このような現状で、まず参加者や利用者の反応はどのようなものなのか伺います。

また、この事業は5か年事業ですので、5年後を見据えた目標や指標、KPIが存在するかと思います。5年後の参加者数や参加率、妊産婦の健康や体力、メンタルヘルス等への目標値が存在しているのであれば、どのようなものなのか伺います。

2点目として、子育て世代包括支援センターについて伺います。

子育て世代包括支援センターとは、母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠、出産、育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連携、連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する場所です。子育て中の保護者だけでなく、子供も気軽に交流の場を広げることができるといったメリットもあり、自治体の支援により、親子共に交流の場を提供し、子育て中の保護者同士で相談の場を設けるなど、様々な取組が行われています。

地域子育て支援拠点事業のサービスを利用する親子は全国的に増えており、需要が高いと言えます。今後も事業内容を充実させることが課題であり、機能をより強化することも望まれます。私自身、2020年の3月議会で、2020年4月から開始される白子町子育て世代包括支援センターについて一般質問を行っています。今回、改めて白子町健康づくりセンター内に開設された白子町子育て世代包括支援センターの活動はどのようなものなのか伺えればと思います。

3点目といたしまして、不妊治療における自己負担額の助成について伺っていきます。

2023年の国内の出生数は、速報値ではありますが、過去最少の75万8,631人だったと発表され、前年比5.1%減で過去最少の更新は8年連続となりました。また、婚姻件数は5.9%減の48万9,281組で、90年ぶりに50万組を下回ったと報道されています。婚姻数の増減は数年遅れて出生数に反映されることが多く、少子化は今後も進行されると予想されています。

そのような中で不妊治療が公的医療保険適用となり、自己負担額が全体の3割となりました。また、世帯収入によって変わりますが、1か月の医療費の上限額を超える場合、超えた分が還付される高額医療費制度や医療費控除が使えるようにもなりました。昨年6月議会の一般質問で、公的医療保険適用された後でも、県内に限らず、全国の多くの自治体で自己負担分を独自に助成する制度を創設している現状を説明し、保険適用の治療の自己負担分や保険外の治療費に適用できる新たな助成制度を町独自で設けることを一般質問しています。

不妊治療における選択肢を広げ、子供を望む町民を広く応援することができるのではないかと、このときに町執行部に見解を伺いました。その際の答弁では、町として保険適用の範囲内外問わず、本人負担額のうち年額の上限額を決めて助成する方法を町方針として前向きに検討していくと答弁がありました。市原市議会では、同時期に同様の質問をし、来年度より、本人負担額のうち年額10万円を上限とし、助成がスタートする予定と聞いております。我が町においては、どのような検討をしたのか伺います。

以上3点について質問いたします。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のSWCモデル事業についてのご質問でございます。

本事業は、妊産婦・子育て期の母親のセルフケアやコミュニティ形成を目的に、対面・オンラインでの運動教室を実施しており、利用者からは、リフレッシュの機会、新たな仲間づくりの場として一定の評価を得られているようです。自宅でのオンライン教室利用者からは、子供の面倒を見ながらになるため難しいという声もあります。今後の課題になっております。

なお、KPIについては事業に参画している12市町統一での設定となります。今年度は事業の立ち上げから参加者の受入れ体制の整備、令和6年度は、対象者の10%以上の参加を評価指標としております。

本町では、昨年9月に事業を開始し、現時点において9名、6.6%が参加されております。他市町との参加率との比較すると高い参加率となっております。

次に、子育て世代包括支援センターを健康づくりセンターに設置したということ、そのことについて回答申し上げます。

子育て世代包括支援センターは、市町村での設置が努力義務になっており、千葉県においては、全市町村で設置が完了しております。当センターは、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行う窓口であり、本町では母子保健部門において、保健師等の専門職による妊娠届時の面談・新生児訪問、全対象への子育て支援プランの作成等を行っております。

また、国の妊娠時5万円、出産時5万円を支給する出産・子育て応援給付金事業のほか、町独自の小児科・産婦人科医等の専門家に相談できるオンライン相談事業や、母親の運動・交流を目的としたSWCモデル事業を併せて展開しております。

次に、不妊治療の件でございますが、本町では助成事業を実施している県内の市町村を対

象に、実施状況の聞き取りを行いました。その結果、「各市町村で助成内容が異なるため、住民や医療機関の混乱を招いてしまった」「本事業を実施している市町村が少ないため、助成後に転出するケースなど人口増加につながらなかった」等の回答があり、課題が山積している状況であります。令和6年度以降、助成方法等を見直す市町村もあります。

そのため、本町での実施については、近隣市町村の状況や国・県などの動向を踏まえ、慎重に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございます。

一問一答で再質問させていただきたいと思います。

まず、SWCモデル事業なんですけれども、参加率が来年度は10%以上の参加を目標としているということなんですけれども、このSWCモデル事業に参加自治体が12ありますので、自治体間の連携を利用して情報の提供や共有はどのようにされているのか伺えればと思います。その中でどの自治体も参加者が少ない、白子町は高いほうなんですけれども、少ないことに対し、アイデアや工夫が必要かと思いますが、来年度以降どのようにされていくのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、宗島議員の質問にお答えいたします。

まず、12市町の情報の共有について、定期的に会議等開かれておりまして、そちらで各市町村の状況のほう、情報の共有を行っております。

また、参加者を増やすアイデアとしまして本町で行っている対策につきましては、無料体験、また新規加入のインセンティブとして、1,000円分のクオカードやヨガマットをプレゼント等を行っております。参加者を増やす対策については、本事業の研究課題の一つにもなっております。

今後も、SWC、筑波大学、本事業に参加している市町と検討を重ね、様々な仕掛けを行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひともこのSWCモデル事業、素晴らしい取組ですので、本当アイデアや工夫をたくさん出してもらって、一人でも多くの参加者を増やしてもらえればと思い

ます。また、私も先月28日に行われました対面でのヨガのときにも、本当に保健師さんの方や様々な職員の方が来た妊産婦さんにお声かけをして、また来年度も継続して取り組む、そういう熱心な声かけもすごくいいなと思っていますので、直接的に、そういうふうに対象の方を声かけをしてもらえればなというふうに思います。

もう一つ、先月28日に行われた対面でのヨガの後に、交流の時間として、日常の買物事情をテーマに、ママさんたちの日頃の買物に対する悩みだったり現状を意見交換しました。その際に、買物支援は交通弱者であったりとか、お年寄りの方だけでなく、子育て中の家庭にもそれぞれ悩みがあり、支援していかなければならないと再認識、そういうような時間になりました。町としては、こういう交流の時間を今後どのようなテーマでもっていくのか。そして、出された意見はどのように町に反映して、ママさんたちと共有していく予定なのか、分かれば伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、お答えいたします。

やはり交流の場というのは、非常に貴重な時間だと思います。そこで出されました妊産婦さんたちの現在困っていること、また、何か町にやってほしいこと、そういったものを本当にいろいろ出していただいて、対応できるところはしていく、そういったことで検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） そういう意見が、せっかくママさんたちもすごく貴重な時間の中で出していますので、ぜひ町も真剣に取り上げてもらって反映していってもらえればと思います。

次に、子育て世代包括支援センターのことについて質問させてもらえればと思います。母子保健部門において新生児訪問であったり、プランの作成だったり、給付金だったり、SWCモデル事業が展開されているんですけども、その中でやっぱり、今、健康づくりセンターに置かれている子育て世代包括支援センターは、やっぱり健康づくりセンター内だとどうしても様々な人が利用しますので、子育てに特化した支援拠点をやっぱり設けるべきなんじゃないかなと私は思います。

支援拠点は色々あって、子育て中の親子をサポートする事業として、今後も需要が高まっていると思います。現在、3歳未満児を育てる保護者が地域と関わりが少なくなり、核家族化も進んでいることから孤独になりがちです。また、父親の子育てへの協力を得ることがで

きず、母親が一人で子供と向き合うことに負担を感じているという方も少なくありません。母親が一人で行う子育ては孤立しやすく、ゆえに子育てに自信がなくなってしまう方や大きな不安感に襲われてしまう方もいるようです。また、保護者だけでなく、子供自身も様々な人と関わる機会が少なくなってしまうことも懸念されています。

このような中で、子育てに関する不安だけでなく、一人では解決できない悩みを抱えてしまったときに、強い味方になってくれるのも地域子育て支援拠点事業の強みだと思います。

岡山県奈義町には、なぎチャイルドホームがあります。チャイルドホームでは3世代交流会や書初め会など、様々な活動を通し子育て仲間の輪を広げ、育児と仕事のバランスを取りながら生活できる地域づくりをしています。このような子育て支援拠点の施設を我が町においてもつくるべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、お答えいたします。

まず、子育て支援につきましては、昨年度より住民課のほうに子育て支援室というのが設置されております。今後、住民課の子育て支援室、また、保健福祉課の子育て支援に関する施策と連携して、今後、子育て支援の拠点を、より使いやすい拠点、子育てを行っている方々が使いやすい拠点をつくるように、町としても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも本当に、先ほど言ったとおり、子育ての世代の人が利用しやすいような場所の提供をまずしてもらえればと思います。

もう一つ、不妊治療において質問させてもらえればと思います。

先ほど町長から答弁があったんですけども、近隣市町村の動向を見て慎重に検討するというので、前は前向きに検討するだったんですけども、言葉が1つ後ろに下がってしまったのはとても残念ですので、もう一度ちょっと町長に聞ければと思います。

現代社会において女性の活躍する場が増える一方で、晩婚化や少子化が進み、現在5.5組に1組が不妊の検査や治療を受け、子供の14人に1人が体外受精児、生殖補助医療によって誕生する時代です。晩婚化や出産年齢の高齢化を考えると、今後ますます不妊治療を必要とする人は増えてきます。他の市町村動向を見るときにはしていますが、やはりいつまで、動向を見続けるだけでなく、やはり結論を出してほしい。郡内でも実施していない町村は、茂原市、長南町、そして白子町になりました。やはり子育て支援に力を入れるためにも、点ではなく線

として一本化された施策の構築が必要だと思えます。結婚から妊娠、出産、育児の切れ目ない支援においては、やっぱりこの不妊治療の自己負担額の費用助成を白子町でやってもらって、安心して産み育てられる環境の整備に努めていくべきだと思いますが、このような現状を鑑み、改めて前向きに検討してほしいと、議論の俎上に上げてほしいと、他の町村の動向見るんですけれども、やる方向で検討してほしいと思うんですけれども、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これはやはり実施しているところで、いろいろ混乱もあるようなんです、結論的には、本来であればこういうものというのは国が本来的に決めるべきものでございまして、これを市町村に投げるといっても、ちょっと問題があるような気がするんですけれども、でも、やはりそのためにも、いずれしても白子町これだけ人口が減少していて、子供を育てやすいとか産みやすいまちにしていかなければいけない。そういう中においては、やはり何らかの形で高額医療とか、そういうものに対しての補助金とか、そういうものは、ある面では今後、検討をしていきます。そういうことで、よろしくお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも前向きに検討、同じこと言うんですが、前向きに検討してもらおうと。他の町村の混乱というのものもあるかもしれないんですけれども、そこをよく冷静に見てもらって、やるべきところに、本当に必要とされるべきところ、不妊治療を必要とする人たちに、私の周りにもいますし、そういう人たちに手を差し伸べられるような施策にしていってもらえればと思います。

最後に、要望をして終わります。

先日、SWCモデル事業における、先ほども言ったんですけれども、対面ヨガに参加させてもらいました。子育て中のママさんたちが、ゆっくりとした時間や、ヨガをするために、子供を見守ってくれる保育士さんや多くの方々の協力があって成り立っており、その時間に対しても深い感動と感謝の気持ちになりました。

また、保健師さんの方の声かけであったり、コミュニティづくりをするための工夫を間近で見せてもらい、このようなすばらしい取組を続けていかなければならないと強く感じました。様々な課題を抱えながら妊娠、出産する女性が健康で暮らしやすく、子育てが楽しいと感じられるコミュニティづくりを目指し、白子町で生まれ育っていくことに誇りが持てる子育て支援の充実に一層取り組んでほしいかと思えます。子育て世代や生まれる子供の数は残念ですが、年々減少しています。少ない数だからこそ、その声を大事に孤立させることなく、

引き続き子育て支援の充実と子育て支援拠点をつくり、未就学児とその親が天候に左右されることなく、常に気軽に立ち寄れる場所の創設を強く要望します。

また、施政方針でもありましたように、保健、福祉、教育の関連分野が積極的に横断的に連携して施策の展開をしていってほしいと思います。

また、不妊治療の自己負担額の助成についても、もう一度前向きな検討を要望して、一般質問を終了します。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、9番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

◇ 高 山 隆 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 次に、4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 通告に基づき、これより質問をさせていただきます。

人口減少に対する対策ということで、白子町の人口は平成18年には1万3,516人をピークに減少傾向にあり、今年2月1日現在、1万555人です。町の将来人口が白子町第5次総合計画の後期基本計画の基本構想を見ますと、将来の人口の目標、令和9年に9,400人と表示しております。そこで、私は町の人口減少を防止するため、次の3項目について伺います。

移住者の増加を促す方法について、町としてどのような方策を講じているのかを伺います。

2つ目として、社会インフラ、道路、町営ガス、下水道、コミプラなど未整備地区の整備促進と併せ、既に整備された地域への移住促進について、町としてどのような方策を実施しているのか伺います。

3として、企業誘致、起業促進による雇用の創出とあらゆる分野、業種の後継者や労働力の確保について伺います。

大きな題目の2として、防災対策について。

今年1月1日、能登半島大地震発生により被災され亡くなられた方に対しお悔やみを申し上げますとともに、いまだに避難生活を送られている方々に、早期の復興がなされますことをお祈り申し上げます。

さて、ここ数日、千葉県内、特に白子町周辺を震源とする地震が頻繁に発生しておりまして、次に来る地震が大きくなければいいなという不安感を誰もが感じていたことと思います。

そこで、私は、この地域での防災対策として、次の4点について伺います。

これまで近年、発生した白子町付近での地震の被害について伺います。併せて、今後行っていく地震対策について伺います。

2つ目として、輪島市の地震後の住宅密集地における火災を受け、白子町の住宅密集地における火災予防対策について伺います。

3つ目として、大地震発生の際における一次避難場所、二次避難場所について、町としてはどのように考えているのかを伺います。

4番目として、高齢者に対する避難誘導について伺います。

高齢者、特に自分で動けない人々に対して避難をどのように考えているのかを伺います。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、高山議員のご質問にお答えします。

まず、本町で実施している人口減少対策の取組や、実施していた事業についてのご説明を申し上げます。

移住定住対策に関する補助金についてですが、白子町若者マイホーム取得奨励金、白子町住宅リフォーム補助金、白子町結婚新生活支援事業補助金、白子町住宅用脱炭素化設備等設置補助金があります。

また、今年度は実施しておりませんが、若者定住促進町有地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例、それから白子町若者定住促進宅地分譲要綱を定め、宅地を造成し、若者へ条件付きの無償譲渡や低価格での販売を行い、平成23年度から令和2年度まで、17世帯の定住の実績があります。

令和元年度には地方創生推進交付金を活用して、移住定住支援サイト「SHIRAKO Life Style」を整備するとともに、空き家バンク実施要綱を定め、さらに民間事業者と協力関係を構築し、空き家の流通・利活用を進めております。

先ほど申しあげました各種の補助金制度は、移住を検討している方々にとって大きなよりどころとなりますが、補助金額の大きさと他町村と競い合うことは、財政負担の面で難しさもあります。

また、若者向けに提供できる町有地も限られており、継続的に取り組むには、そういった用途に利活用し得る土地をどのような手法で確保していくかという課題も克服しなければな

りません。

近年、出生・死亡による人口の自然減は進んでおりますが、転入・転出の社会減は減少傾向が緩やかになり、均衡を保った状態を維持しております。人口減少対策として、移住者・転入者に重点を置いた取組も必要ですが、少子化対策などを充実させ、転出者を抑制する施策も大切であると考えております。

具体的には、子育て支援、健康増進、教育環境整備を進めるとともに、企業誘致や創業支援のような雇用の創出、住環境の整備、地域公共交通整備などを有機的に連携させ、総合的に進めてまいりたいと考えております。

次に、社会インフラ未整備地区の整備促進と整備された地域への移住促進についてでございますが、インフラの整備につきましては、第5次総合計画後期基本計画の基本政策として「快適な利便性の高いまちづくり」を掲げ、道路、ガス、コミュニティ・プラントの整備や維持管理事業を推進しており、各担当部署において計画的に整備及び維持管理、加入促進に取り組んでいるところでございます。

また、町としては、茂原白子バイパスの開通を見据え、総合計画において公共ゾーン、住宅ゾーン、商業ゾーンを位置づけた維持可能なまちづくりの整備として、白子版のコンパクトシティ構想を推進してまいりたいと考えております。

インフラが整備されている地域、例えば海岸地域での移住促進ですが、町が保有する空き地情報の中で、当該地域の空き家が登録されている場合は、希望者に対して情報提供を行います。

しかし、登録されていない空き家や空き地については、町は情報を把握していませんので、移住先・転入先としての助言をすることは行っておりません。

移住の相談があった場合、町の行政情報の提供、お仕事、育児の状況、防災や地域コミュニティに関する相談をしながら、移住・定住に対する不安や課題の解決に取り組んでいるところであります。

次に、2-1、人口減少に対する対策についてでございますが、企業誘致、起業促進についてですが、企業誘致、起業促進による雇用の創出をあらゆる分野の後継者や労働力確保についてというご質問ですが、移住・定住施策を図っていく上で、働く場の確保は重要な要件の一つであります。

白子町企業立地奨励条例を昨年3月議会でご承認いただいたところですが、町内において事業所等の設置・増築を行う企業に対して、企業立地推奨金及び雇用促進奨励金の交付を行

い、本町企業の立地及び雇用促進を図っていきたいと思います。

また、町内での起業・創業を促進するため、意欲ある創業者に対し経営指導やマーケティング指導支援を行うとともに、最大100万円の財政的支援も行っているところであります。

農業の分野においては、新規就農者の確保対策として、長生農協独立支援センターと関係機関が連携し、就農・移住セミナーや就業相談会等を開催し、新規参入者の受入れを積極的に取り組んでおります。

また、新規就農者への支援策として、国の新規就農支援施策を活用し、就農直後の経営確立するまで、年間150万の生活支援金を最低3か年受け取ることができる生活資金支援、または農業経営に必要な機械、施設等に係る経費を最大750万円助成する経営発展支援の2つの補助金により支援を行っております。

漁業の分野においては、新規漁業就業希望者に対し、国・県の補助事業を活用し、就業前の準備から独立までの支援を行い、育成確保に努めております。

今後も関係機関と協力体制を取りながら、このような取組を継続・強化し、さらなる産業振興及び雇用の促進等による地域経済の活性化を目指していくとともに、人口減少対策につなげていければと思っております。

次に、2-2-1、防災対策についてでございますが、本町でのこれまでの地震被害は、2011年の東日本大震災が記憶に新しいと認識しております。地震とは直接の因果関係はありませんでしたが、災害関連死で1名の方が亡くなられたことは残念でした。

また、個々の被害は相当数あったと思いますが、町全体としては停電の期間がありました。が、いわゆるインフラに係る大きな被害はありませんでした。この地震を契機に防災意識が高まり、自治会単位での自主防災組織の体制づくりの支援や、現在も継続して実施しております防災訓練が始まりました。

今後の対策ということですが、地震には津波対策も想定しなければなりません。白子町地域防災計画には災害の種類に応じた計画が立てられておりますので、関係機関等の連携も含め、最小限の被害にとどめられるような対策ができればと考えております。

次に、住宅密集地における火災予防対策についてでございますが、消防庁が発表した「令和4年版消防白書」によれば、火災の原因の多くは人間の過失、悪意によるものと発表されております。このことは一人一人が注意することで発生を防げることでありますが、行政としては注意喚起の啓発活動を町ホームページ、広報しらこ、防災無線等で継続的に実施しております。

住宅密集地での火災については、実際に火災が発生した場合、二次被害を懸念しなければなりません。これらの対策については消防署、地元消防団、警察署等の関係機関との連携が必要不可欠となりますので、日頃からの意識共有に努めてまいります。

次に、2-2-3、大地震発生の際における一次及び二次避難場所についてでございますが、災害の危険から逃れるため一時的に避難し、身の安全を確保する場所として、中学校3小学校、なばき防災の丘、しらかた防災の丘、計6か所を緊急避難場所として指定しております。また、白子町の温泉ホテル組合、マンション管理組合、社会福祉法人等の協力の下、計28か所を緊急避難施設として協定書を締結しております。

指定避難所として中学校、3小学校、白濁・関・南白亀のふれあいセンター、計7か所を指定しております。

次に、2-2-4、災害時における高齢者の避難についてでございますが、本町では大地震などの災害に備えて、自力で避難することが困難な方を地域全体で支援するために行う避難行動要支援者名簿の登録制度を実施しております。援護を必要とされる方、またはその家族などの申請に基づき、災害時に援護が必要な方の名簿を作成しております。この制度は高齢者に限らず、在宅介護、障害者等も含まれるものです。

この名簿を警察署等関係機関と共有し、災害時における安否確認などの支援に備えております。

国では「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」を作成しておりますので、本町においても、民生委員等の協力も得ながら地域の実情の把握をし、一人一人の状況に合わせた避難行動計画の作成に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 災害時に自分の身は自分で守る、また、地域の住民により協力体制をもって自主防災組織をつくり、地域の防災は地域で守るというような流れがあります。しかしながら、今聞いたところ、東日本大震災ですか、それからこういうものが確立してきつつあるという話を聞いたんですが、白子町はどこへ行っても、そういう自主防災組織がきちっとできるような体制を早急につくっていただきたいと思っております。

それとともに、災害が発生したときの協力体制というんですか、協定をそれぞれ結んであるガスだとか、土建業の関係の重機を使える体制だとか、そういうものについて伺いたいと

と思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 自主防災組織につきましては、現段階で町内で11の自治会のほうで組織されております。主に白潟地区が多いと思われまして。

あと、協定書につきましては、土建関係、電気、燃料関係、そういった協定につきましては町内と限らず44、この協定が結ばれております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

あと1つだけ聞きたいことありましたんですけれども、津波について、特に強くこれは申し上げたいのですが、あらかじめ避難するルート、これをぜひ町民の方々全ての人がつくっておいて、事が発生したときに直ちに避難ができる、そういう体制づくりをお願いしたいと思っておりますんですが、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 誘導につきましては、各避難所への各電柱に誘導看板等をただいま設置を進めているところでございます。また、今回ハザードマップを更新しておりますが、その中にも誘導通路等は記載してございますので、あと、実践的には防災訓練に参加していただいて、自分の近くの避難所のほうに避難する訓練をしてもらえればと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、4番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時20分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 前 田 充 浩 君

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君の一般質問を許します。

2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 公明党の前田充浩でございます。

初めに、このたびの能登半島地震により犠牲になられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源地とするマグニチュード7.6の強烈な地震が襲いました。石川県志賀町、輪島市で震度7、七尾市、珠洲市、穴水町で震度6強などの強烈な揺れが人々を襲いました。被災地の復旧復興と、被災者の方々の日常生活が1日も早く平穏な生活に戻ることを心からお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

防災減災対策について、2問質問いたします。

白子町国土強靱化地域計画に地域強靱化の基本目標が掲げられておりますが、基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも人命の保護が最大限図られること、町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、町民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化、迅速な復旧復興の4つを基本目標として、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進すると書かれております。

今般の能登半島地震では多くの方がお亡くなりになりました。また、多くの方が避難所生活を余儀なくされております。今後の課題といたしまして、長期避難を想定し二次避難をいかに加速し、災害関連死を防ぐことが挙げられております。

そこで、地域防災協定について伺います。

白子町ウェブサイトには災害に関する協定が載っております。災害協定は行政機関と民間事業者、または他の行政機関との間であらかじめ協定を交わし、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するためのものになります。白子町においても現在、様々な災害協定が結ばれております。大地震のような広域災害発生直後から自治体等による直接的な緊急支援が開始されるまで、通常3日間必要と言われております。その間、地域内に所在する

企業が地域への応急支援を担うための協定が地域防災協定となります。

災害対策基本法第7条第2項には、「災害応急対策または災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない」と書かれております。

そこで、現在、白子町では災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、どのような地域防災協定が締結されているのか伺います。

次に、耐震改修について伺います。

能登半島地震の家屋被害が約3万棟近くに上がっております。甚大な被害が出た原因として、現行の耐震基準を満たさない古い木造家屋が多いことが挙げられており、被害の大きかった奥能登地域は高齢化した過疎地であり、家屋の耐震化率は5割程度にとどまっております。そうした状況下で木造家屋が苦手とする1秒から2秒周期の揺れが観測された地域で、多くの建物が倒壊いたしました。地震被害を軽減するために必要なことの一つは、建物の耐震化を推進することです。

そこで、白子町の一般住宅の耐震化率と耐震化率向上への取組、木造住宅耐震改修補助制度の概要と3年間の実績について伺います。

次に、少子高齢化対策について、2問質問させていただきます。

令和6年2月1日現在、白子町の世帯数は5,029世帯、総人口は1万555人です。国立社会保障・人口問題研究所の調査結果によりますと、2025年には1万人を割り込み、2040年には約6,000人まで減少すると推計されております。併せて高齢化率は、2035年には5割を超えていると見込まれております。また、年少人口は今後も減少が続き、2040年には400人を割り込むと見込まれております。少子高齢化対策は全国的に喫緊の課題であり、移住・定住促進は対策の一つとして有効な取組になると考えます。

そこで、白子町の移住・定住促進に向けた取組状況について、本町で行われている若者マイホーム取得奨励金交付制度の概要を伺います。

また、いすみ市では結婚新生活支援事業が行われており、結婚新生活を経済的に支援するため、住宅の賃貸、引っ越し費用について最大30万円を補助しております。現在行われている若者マイホーム取得奨励金交付制度と併せて、結婚新生活支援事業を行うことは、移住・定住促進に有効な取組になると考えますが、結婚新生活支援事業の状況と今後の見解を伺います。

次に、空き家バンクの状況と空き家リフォームに対する補助について質問させていただきます。

白子町内にある空き家を有効活用するため、空き家バンク制度が平成30年より事業化されております。現在の空き家バンク登録件数について伺います。

また、空き家を有効活用することは移住・定住促進に有効な取組になると考えます。空き家をリフォームする際のリフォーム補助金は、空き家の解消と移住定住促進に有効な取組になると考えます。現在行われている住宅リフォーム補助金の対象住宅に空き家を追加していただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

災害時においては、民間との相互協力なしでは対応できないことは明らかであります。災害発生時から3日間は非常に重要な時間となります。災害対策基本法では、災害に関して国・都道府県・市町村・住民の責任を明記しておりますが、法第7条第2項は住民等の責務になります。

町では現在、44者との災害協定を締結しており、協定内容については、生活物資の輸送、医療救護所の設置、災害応急業務、人材派遣など多種多様になっております。災害協定については、今後も積極的に進めていきたいと考えております。

次に、防災減災対策についてというご質問でございますが、白子町の一般住宅の耐震化率につきましては、令和3年度時点のものとなりますが、67%になっております。耐震化率向上の取組につきましては、住民の皆さんへ木造住宅耐震診断補助金及び木造住宅耐震改修補助金制度を活用していただくよう、補助金制度についてホームページや広報でお知らせしております。

木造住宅耐震改修補助制度の概要につきましては、昭和56年5月31日以前に建築着工された住宅が補助の対象住宅となり、まずは耐震診断を受けていただきます。耐震診断補助につきましては費用の2分の1、限度額4万円の補助がございます。耐震診断結果により改修が必要と判断された住宅において、耐震設計・工事監視に関する費用の3分の1、限度額10万円、耐震改修工事の要する費用の同じく3分の1で、こちらは限度額40万円の補助制度となっております。残念ながら、直近3年間におきましては、補助金の利用実績はございません。

でした。

次に、少子高齢化対策についてのご質問でございます。

若者マイホーム取得奨励金交付制度につきましては、新築住宅を取得し1年以内に申請した方で、夫婦のどちらかが49歳以下で子供を有する方、または夫婦共に40歳以下の方、なおかつ10年以上夫婦で定住できる方に対し、1件当たり20万円を交付するものとしております。

さらに、町外からの転入で10万円の加算、町内建築業者で建築の場合は10万円の加算、18歳未満の子供1人につき10万円加算されます。

また、結婚新生活支援事業についてですが、経済的理由で婚姻に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、本町における移住・定住対策及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費、引っ越し費用及び住宅リフォーム費用の一部について、夫婦共に満39歳以下の場合、上限30万、満49歳以下の場合、上限15万円を補助するものです。

次に、移住定住促進のため空き家バンクの状況等空き家リフォームに対する補助の意向があるかどうかということですが、空き家バンクの状況ですが、今までの登録物件の累計は40件です。内訳としまして現在、ホームページに掲載中の物件は2件、成約物件が22件、登録期間満了が14件、取下げが2件となっております。

また、空き家バンクの利用を希望する登録者の累計は107名ですが、現在、有効な登録者数は12名となっております。また、リフォーム補助につきましては、移住・定住を支援する制度でございますので、定住目的で空き家となっている中古住宅を購入し、所定の要件を満たす中でリフォームを行う場合は、補助の対象としております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

それでは、地域防災協定について再質問いたします。

災害発生時、行政では様々な初期対応に追われていることが想定されます。自治体等による直接的な緊急支援が開始されるまで通常3日間必要と言われており、その間、地域内に所在する企業が地域への応急支援を担うための協定が、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づく地域防災協定となります。災害発生後3日間の支援が重要であります。

現在、締結している協定は一つとして無駄なものではなく、全てが必要な支援であります。現在、締結している地域防災協定の中で、災害発生後3日間でどれだけの支援が可能なのか、

地域防災協定を結ばせていただいた企業等には、町から依頼がなくても、状況に合わせて各避難所等で活動していただくことを取り決めることも必要であると考えます。

現在、締結されている地域防災協定には段ボールベッドや段ボール製間仕切りがあります。避難所の環境整備には大変有効的な協定ではありますが、具体的に災害発生後、いつまでに段ボールベッドは何個、段ボール製間仕切りは何セット搬入できるのか等、もう1段階み込んだ内容を取決めすることが必要であると考えますが、見解を伺います。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） ただいまの前田議員の再質問にお答えいたします。

まず、協定先の自主的な行動というところがございますが、基本は支援要請後の行動ということになるかと思えます。協定の種類によっては自主的なものもございます。例えば、県内市町村の相互協定などというものがございまして、これにつきましては、連絡がない場合でも自発的に協力いただけると、そういうことになっております。

あと、段ボールベッドと数量等の取決めにつきましては、災害の規模や避難者の人数等によって異なってまいりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

あと、ちなみにでございますが、段ボールベッドはエアベッドと合わせて300人分、間仕切りは250セット備蓄してございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。地域防災協定を結ばせていただいた企業等としっかりと打合せをして、対応していただきたいと思います。

それでは、地域防災協定について3回目の質問をさせていただきます。

大規模災害が発生し、家屋の損壊等により居住する場所を失った人の数が避難所の想定収容人数を超えた場合も想定する必要があると考えます。そこで、民間賃貸住宅業者との間に地域防災協定を結び、長期避難が必要な町民が民間賃貸空き部屋を利用できるようにすることは有効的な取組であると考えますが、見解を伺います。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） ただいま前田議員の言われているとおり、有効的な取組だと思います。同様の協定が千葉県におきましても出されております。長期避難ということになりますと、災害救助法の適用となりまして、千葉県知事が災害救助住宅等を設置することとなり

ますので、町としては町の地域防災計画の中に民間賃貸住宅、ホテル等の借り上げについて明記してございますので、そのあたりで対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

それでは、次に、耐震改修について再質問をいたします。

令和4年3月に改定された白子町耐震改修促進計画では、耐震改修等の目標設定がなされております。令和4年3月の改定に当たっては、首都圏直下型地震緊急対策、国の基本方針、県計画及び白子町の防災計画で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の令和2年度における耐震化率の目標を据え置き、令和7年度までに耐震化率を95%にすると書かれております。令和7年度までに耐震化率を95%にする目標を達成するためにも、木造住宅耐震改修補助金の増額が必要であると考えますが、見解を伺います。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答ひいたします。

耐震化率向上につきましては、非常に重要な課題と町のほうも認識しております。ご指摘のありましたとおり、対策を講じなければいけない家屋を所有する住民の方々の軽減負担が耐震化率向上にもつながると考えておりますので、これにつきましては、令和6年度より補助金額の増額を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。今後とも耐震化率を上げるため、補助内容の見直し等をご検討していただければと思えます。

それでは、耐震改修について、3回目の質問をさせていただきます。

住宅建築物の耐震化は補助金だけで補うことはできず、自助、共助、公助の原則を踏まえ、建築物所有者によって行われることが基本であります。そこで、建築物の耐震化に関する責任が建築物所有者にあることを自覚していただくため、そのような啓発活動が行われているのか、また、耐震化をさらに推進していくためには耐震改修の専門家による町民への出前講座の有効的な取組であると考えますが、見解を伺います。ご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） 現在の啓発活動と申しますか、周知方法につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、補助金制度についてホームページや広報でのお知らせ、また、窓口でのパンフレット配布をしているところがございますが、令和6年度からは補助金の改定も含めまして、現在の方法に加えましてパンフレットの自治会への回覧による周知のほか、ふれあいセンターなど公共施設への配置も検討しております。最終的には各戸周知を目指しながら、できるだけ皆さんに耐震化の必要性和補助金の制度を知っていただけるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

また、耐震改修についての専門家による出前講座につきましては、町民の方々への耐震化の重要性和補助制度を知っていただく上で非常に有効な方法と考えます。コロナ前は文化の日に相談会を開催しておりましたが、コロナの影響もあり現在は実施していない状況もございます。今後、出前講座等の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

少子高齢化対策に関する移住・定住促進は、一朝一夕には進みません。日頃からの地道な努力が白子町の魅力を増やして、自然と白子町に人が集まってくるのだと思います。石井町長は、以前から議会と執行部は車の両輪であるので、連携してより良いまちづくりを努めましょうとおっしゃっています。議会議員となって初めての一般質問でしたが、町長や執行部の考え方を少しは理解することができたのではないかと思います。今後とも白子町と町民のために力を合わせてやっていこうと思います。

以上で前田充浩の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、2番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

◎休会の件

○議長（梅澤哲夫君） 日程第32、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日3月5日から3月12日までを、常任委員会の開催及び議案審査のため休会にしたいと

思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日、3月5日から3月12日まで休会することに決定いたしました。

議員各位に申し上げます。

総務常任委員会は8日金曜日、産業建設常任委員会は7日木曜日、厚生文教常任委員会は6日水曜日に開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、所属していない委員会に対する質疑事項については、委員間で相談・協議の上、所属する議員へ質疑事項を委任するなどの対応をお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 本日の会議はこれをもって終了いたします。

3月13日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 3時47分

令和6年第1回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和6年3月13日(水) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 白子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 白子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 第7期白子町障がい福祉計画及び第3期白子町障がい児福祉計画の策定について
- 日程第 9 議案第 8号 白子町ひまわり長寿プラン第10期高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について
- 日程第10 議案第 9号 第2期げんき白子21の策定について
- 日程第11 議案第10号 白子町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第14 議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第15 議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について

日程第16 議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について

日程第17 議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について

日程第18 議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	大塚 貴 充 君	2番	前 田 充 浩 君
3番	秋 葉 広 行 君	4番	高 山 隆 一 君
5番	長 島 誠 一 君	6番	今 井 滋 則 君
8番	梅 澤 哲 夫 君	9番	宗 島 理 仁 君
10番	酒 井 良 信 君	11番	今 関 勝 巳 君
12番	大多和 正 之 君	13番	大多和 秀 一 君
14番	市 川 隆 子 君		

欠席議員（1名）

7番 大多和 正 夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	教 育 長	御 園 正 二 君
総 務 課 長	今 関 道 雄 君	企画財政課長	大 矢 務 君
税 務 課 長	北 田 和 弘 君	建 設 課 長	齊 藤 雄 君
産 業 課 長	齊 藤 貴 人 君	商工観光課長	田 邊 健 治 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環 境 課 長	三 橋 政 明 君
住 民 課 長	御 園 友加里 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	増 井 角 栄 君	教 育 課 長	吉 田 晴 一 君
生涯学習課長	渡 邊 昭 君	学 校 給 食 センター所長	田 邊 治 幸 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書	記	三橋富子	
書	記	三橋諒也	書	記	鈴木貴文
書	記	上代智也	書	記	畠山優也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 大多和 正之 君

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、3点4項目質問いたします。

まず、1点目の白子自然公園の現状と今後の考え方について伺います。

令和3年第2回、第3回定例議会、令和5年第2回定例議会と過去に質問いたしましたが、令和4年度にプロポーザルを実施し、利活用に関する構想案のスケジュールでは、2023年に検討委員会で何をつくるか決定、整備内容の決定、整備、既存施設の解体に必要な資金の確保となっていますが、現在、白子荘は解体工事の契約が済み、今後工事に入り、10月末に工事が完成する予定になっていますが、旧アクアセンターを含めた白子自然公園の現状と今後の考え方について伺います。

続きまして、安全・安心なまちづくりについて、津波避難施設の運用について伺います。

先日から活発化している千葉県東方沖での地震であります。一つ、しらかた、なばき防災の丘の避難施設の運用方法について、昨年で開催された白子町夢・挑戦子ども議会でも遊び場としての活用が議題として上がりました。

しかし、町の方針は津波避難施設として、あくまでも避難場所ですとの回答でありました。また、施設を利用した方や近くを散歩している方がトイレをしようとしたところ、施錠され

ていて使用することができないとの声があり、今後改善ができないか伺います。

安全・安心なまちづくりについて、通学路、町内の公園施設などへの防犯カメラ設置について伺います。

通学路、公園施設などへの防犯カメラ設置についてとして、白子町にも住民の安全と犯罪の予防などを目的とした防犯カメラの設置及び運用に関する規定がありますが、第3条に防犯カメラの設置に当たり、設置の目的を達成するために適当と認めた場所に町長が設置するとなっております。現状の設置台数で満足せず、設置台数を増やすことで犯罪抑止効果が高まると思いますが、町長の考えを伺います。

続きまして、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税寄附金の令和4年度の収入総額は1万1,020件、約1億4,538万4,000円です。事業者や職員の皆様の多大なるご尽力の賜物であると思えます。

また、ふるさと納税寄附金には寄附者が使い道を指定することができる寄附金があります。白子町では、白子の自然や環境を守る事業、白子を担う子供たちを健全育成する事業、白子の活力あるまちづくり事業、町長が基金の設置目的に必要と定める事業、現状で4つの活用があるわけですが、使い道が実績として公表されていますが、この公表は使途ではなく収入内訳だと思えます。実際には積み立てて運用した基金の取崩しが令和4年度で2,600万円生じているところです。

決算書のみ公表だと、寄附をいただいた方への活用公表が不透明でありますので、取り崩したふるさとしらこ応援寄金の使い道も含めて、公表されていない理由を伺います。

今後、ホームページのふるさとしらこ応援寄金の活用実績を寄附をいただいた方々へもっと分かりやすく公表する必要があると思えます。白子町の納税活用事例を見てみると、具体的に指定された方々へは残念な公表結果となっているので、今後改善する機会があるか伺います。

以上、3点4項目答弁願います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、白子荘については既に解体撤去工事に係る入札を1月26日に実施しており、本定例会で承認された場合、本契約後に着工となり、令和6年度中に解体工事完了の見込みとなります。

アクア健康センターの利活用については、白子荘解体後の跡地利用と併せて検討しており、白子荘跡地等の利活用に関する基本構想をベースとした利活用のイメージ案を千葉県自然保護課に提出しております。環境省国立公園課に確認していただいているところではありますが、まだ回答がありません。

この土地は国有地であり、九十九里自然公園の区域内ということで、千葉県自然公園条例等で定められた公園計画及び公園事業の決定によって実施できることが制限されているため、自然保護課と協議を進めるとともに、関東財務局千葉財務事務所とも調整を図りつつ、許認可等の申請手続を行ってまいります。

白子荘の解体撤去工事については、更地の状況に戻す行為となるため、許認可ではなく書面による工事の届出が必要となります。アクア健康センターのリノベーションや新たな事業の計画については先ほど申し上げましたが、法令等の規制対象となっているため、国及び県の判断に時間を要しているところでございます。

次に、4の2の1、安心・安全なまちづくりについてでございます。

なばき防災の丘、しらかた防災の丘、共に災害用避難施設として建設されたものですが、昨年の12月議会において大多和正夫議員の質問に答弁させていただいたように、この2つの津波避難施設は全面開放状態になっておりますので、子供たちの新たな遊び場となり、また、親子の交流の場になれば非常に喜ばしいものと考えております。管理につきましては地元自治会の協力を得られておりますので、町民の声として避難施設の付加価値の関心度も高まっていくのではないかとというふうに期待しております。

次に、4の2の2、通学路、町内の公園施設への防犯カメラの設置についてでございますが、防犯カメラは安心・安全なまちづくりに必要不可欠なものの一つということで認識しております。現在、町内には主要交差点10か所に設置してあります。この中には中学校、3小学校に隣接する交差点も含まれています。また、先ほど答弁しましたが、なばき防災の丘、しらかた防災の丘にも設置してあります。

通学路については、小学校の統廃合、公園施設については元気くんパークに隣接する白子荘の跡地利用と関係もありますので、まちづくりを考慮した中で総合的に検討していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税として納められた寄附金は、ふるさとしらかこ応援基金条例等により、当該年度中に経費の支払いに充てられる部分を除き基金として積み立てられ、その基金は寄附者が

あらかじめ指定した4つの事業に活用されることとなります。この積み立てられた基金を翌年度以降に実施する事務事業の中で、指定された事業目的に沿って必要となる金額を予算計上し、事務事業に充当することになります。

なお、令和2年度以降のふるさと納税の寄附実績などは、町ホームページ上で公表しておりますので、寄附された方もご覧になることができます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、白子自然公園の現状と今後について再質問いたします。

集団施設として県から管理委託されているウミガメの丘、元気くんパーク、野球場、旧テニスコートがありますが、旧テニスコートは県の考えではテニスコートとしての利用は考えていなく、また、野球場も倒れている支柱の点検を今年度中に行うとの県側の考えのようなのです。

現在、町側から県及び国に施設用途変更などを投げかけているとのことですが、この状況が進展しないようだったら、旧白子町国民宿舎跡地などの利活用に関する基本構想案では、RVパークや温浴施設の整備に多額の費用がかかると思うので、自然公園として人が集えて安心して遊べる公園整備を県に要望するのが望ましいと思うが、考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

今、再質問の中で議員が冒頭申し上げました野球場とかテニスコートのところと少し離して、白子町が管理していた旧白子荘のところについて申し上げさせていただきます。

こちらについては、先ほど町長が答弁いたしました、2年前につくりました基本構想に従って、ご指摘のとおりRVパークであるとかスポーツ施設、こういったものに利用しようということで、基本的な考え方は持っておるところでございます。

まず、事務的な手続といたしましては、令和5年の5月に白子荘の解体については県に申請をし、公園区域の変更協議というのをさせていただいておるところでございます。これについては6月に知事から回答をいただいて、白子荘は壊していいですよということにはなりました。

その後の流れでいいますと、本年の7月に振興審議会というところに、7月6日なんですけれども、白子荘の旧跡地についての町としての考え方についてを諮問させていただいたところでございます。この諮問したときの内容については、先ほど申し上げましたようにRV

パークを基本として、周辺にスポーツ施設をつくるということでの内容になっております。この内容については、先ほどの町長の答弁にありましたように、自然保護課を通じて県の環境省国立公園課というところに投げかけをしておるところでございます。

現時点で細かい返答はまだいただけていないということでありましたけれども、実は3月上旬頃に少し動きがございまして、県のほうでこういった計画を持っていくときに、今後のスケジュールとして流れ、こういう手続が必要ですよというようなもの、これが実は2つ案があつて、要はどっちが白子町の計画に沿ったものなのか協議をしましょうということで返事をいただいたところでありまして、この返事があつたことによりまして、この後少しずつ協議を進めてまいりたいと思っております。

まず、白子町が今まで使っていたところについては、そのような方向で進めていくということが現状の考え方でありまして、その進み具合についてはまた振興審議会等で報告はさせていただきますと、このように考えております。

私、企画財政課のほうでは野球場とか、そちらについてはちょっと今、我々としては構想を持っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再々質問いたします。

町長の選挙のときのマニフェストでは、「国有地が底地である白子荘、アクア健康センターの再生を図ります。これを町有地にしないと手かせ、足かせがついて有効的な運営ができません。白子荘を解体しつつ、アクア健康センターを残し、民間資本を入れながら白子町観光の発祥の地であるこの場所を再整備します」とありましたが、町長の任期も1年3か月となりますので、今後の白子荘跡地利活用方針をいつを目途に決めるか。また、県国との折衝が進んでいない状況で、国県に町長をはじめ職員の方々は相当数要望に行っていると思うが、目途と町長が要望に行った回数をお答えください。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） ほとんど自然保護課には行っております。それは大体3回ぐらい行っております、やはり自然保護課の中では非常に厳しいところがあります。

まず、自然保護課自体に予算がないということです。ですから、先ほど申し上げました野球場とかそういうもの、実際問題としてこの間、駒澤大学の八木さんという監督、今監督から外れましたけれども、その人が来て白子にはやはりトラックが用意してくれないかとい

うような、そういう話もありまして、そういうことも自然保護課に行ってお願ひしてきているわけです。

そういう形で、ただ向こうはこの間、知事との討議がこの要望事項の中であった中で、このことも言ったわけなんですけれども、トラックをもしつくるのであれば、町が相応の負担をしてくれればやっても構わないよというような、そういう話もありました。これも、でもトラックは実際どのくらいかかるか分かりませんから、そういうことで、やはりある面では白子がスポーツの町として今後やっぱり捉えていかなければいけないわけで、実際問題として駒澤大学をはじめ各実業団関係の陸上部とか、そういうのが全部白子町に結構相当来ておるわけです。

そういう人たちを観光だけじゃなくて、観光というかホテル組合のあれだけじゃなくて、やはり白子町がスポーツを大事にするという、それから振興していくという中において、そういう施設は必要じゃないかというふうに私自身は思っています、そういう方向では進めていることは進めているんですが、なかなかこのやはり底地が国有地、それから管理が自然保護課という形になっていますので、これ非常に大変でございまして、ですからはっきり言って、例えば今ウミガメの丘、あの辺に街灯がないとこの間市川議員からそういう話があって、あそこをもう少し明るくしないと物騒だという話もありまして、その話も言って、やっと街灯が5灯立つような、そういうような形にやっと進んだのが現状でございまして、これも大変なことで、実際県議にお願いしたりなんかいろんなことをした中でそういう形が進んでおります。

いずれにしても自然保護課というのは本来的には観光課じゃありませんから、全然予算的なものがないわけで、かといって例えば白子荘のことに関しても、底地を買っちゃえばという形であればと、やはり底地を買って、あそこへ大体1町5反ぐらいの底地があるわけでございますので、これを買ってやれば一番いいんですけれども、このことに関しても国から、財務省からそういうところから全部手続しなければいけないわけでございますので、この問題については当初そういう形で、簡単にやるには町があそこを買っちゃうのが一番簡単なんですけれども、そういう費用をかけないで、まずあそこをまた活性化できないかということから始まったのがRVパークとか、スポーツ施設だということでございます。

いずれにしても白子荘は解体ということで、もうこの間も決まったわけでございますので、そういう中でやっぱりそういう方向で今後進めていきたいと思っております。ですから、今業務委託で例えばウミガメの丘から、それから県の施設、野球場まで、あの辺は全部町が指定管理

で業務委託は受けていますけれども、実際はこの内容、施設のものというのは全部県でございまして、県にある程度進めて図っていかないと、これなかなか進むものじゃないんです。

ただ、これは相当大変な作業が必要になります。これは県議にも相当お願いもしていく形になりますけれども、そういう形で、いずれにしても私はあそこがやはり白子町の観光や、あるいは白子町の振興のいわゆる一番最後、もうあそこ以外やはりないと思うんですよね。実際、中里地区にはあれだけの観光施設は相当ありますけれども、やはりある面では出すところは白子町の観光の発祥の地であるあの地区が一番だというふうに思っておりますから、それはどんどんやっていくつもりでいますけれども、ただ大変は大変です。これは一朝一夕にいくようなものじゃございません。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、施設の施策の成功には相手の理解も必要不可欠です。状況や目的、内容を正確に伝え、効率的な事業実施をお願いいたしたいと思います。

続きまして、避難施設の運用について再質問いたします。

昔のように海や川や森の中で遊んでいた昭和の時代ではありません。地域に住む子供たちのふだんから親しむ場所として、また町民の憩いの場所として利用も考えつつ、いざというときの津波避難施設としての運用方法もあると思います。今後の考え方を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁のほうにもありましたように、遊び場としての用途とか憩いの場ということを使っていただければ、町としては幸いかと思っております。

また、答弁が漏れていたと思いますが、トイレの使用につきましては、当初どうしてもいたずらとかされてしまった関係で、施錠している現状になってはいますが、トイレの清掃管理等また出てきますので、通常地元自治会のほうに芝の管理とかはやってもらっているんですけども、そこを自治会というわけにはいきませんので、その清掃管理等につきまして、今開放のための準備を進めておりますので、その辺はご容赦いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、施設の再利用に当たっては、施設を身近に感じることで町民の防災意識の向上にもつながると思います。今後の避難経路などの課題も含め検討い

ただいで、またトイレのほうの施錠を一日も早くお願いいたします。

続きまして、防犯カメラのことについて伺います。

家庭用防犯カメラ設置補助もあり、通学路などに面したご家庭の協力も必要と思いますが、ここでは犯罪目的で公道や公園などの公共の場所に設置する防犯カメラの増設が進んでいないようです。今後、学校の合併など、また白子荘の利活用などもあって、カメラの検討をするということでしたが、犯罪抑止はそれを待ってられないので、一日も早く設置していただきたいと思います。これを要望します。

最後、ふるさと納税のことですが、令和4年度のふるさと納税として頂いた各事業金額ですが、白子の自然や環境を守る事業は2,754万5,000円、白子を担う子供たちを健全育成する事業3,568万3,000円、白子の活力あるまちづくり事業948万4,000円、町長が基金の目的のために必要と定める事業7,267万2,000円をふるさと応援基金に積み立てているわけですが、令和6年度予算編成の3本の柱は、1点目が教育環境の充実、2点目は子育て支援の充実、3点目は災害に強いまちづくりと施政方針で取り上げていましたが、今後、寄附金の計画的、継続的運用をどのように考えるか、町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問の最初の部分について、町長の考えではなくて最初の部分、議員が資料を見て数字をおっしゃっていただいた1億5,000万、これは積み立てた額ではなくて基金で頂いた額になりますので、そこだけ若干ご了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） その3本柱を中心に当然やっていかなければいけないというふうに思っております。もうこれはやはり子育て、それから防災、それから学校関係、教育施設の充実、この辺がとにかく白子町が一番大事なことでございますので、それ以外にも公共施設等も、皆さんもご認識だと思えるんですけども、公共施設のはっきり言いまして老朽化とか、施設がないとか、そういう場所が非常に今顕著に現れてきているように思います。

ですから、そういう面でもやはりとにかく最初の子育て、それから学校教育、それから防災、この辺を中心とした形でふるさと納税というのは当然やっていくつもりでおります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） ぜひともふるさと納税寄附金の活用実績を分かりやすくホームページなどで公表し、実績報告に取り組み、お知らせすることでご協賛いただいた寄附者の増加と増収に加え、有効的な活用を目指していただきたいと思います。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って、1項目2点について伺います。

施政方針の冒頭にありましたように、町制施行70周年を迎え、公共施設等の老朽化が課題となる中、令和3年1月に総務省より公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての要請により改定された令和4年3月発行の白子町公共施設等総合管理計画（改定）に沿って質問をいたします。

策定から2年が経過をし、その進捗を見たとき、この2年間で状況等が大きく変化してきた観点から、今後の管理計画について2点伺います。施設を限定し、伺いますので、よろしくお願いをいたします。

1点目として、現在、白子町小学校適正配置について2か年の検討がされ、委員会より答申がされました。これを受けて令和6年度基本方針が決定をされ、さらにその先へと進んでいくこととなりますが、答申内容に沿う形で展開されると想像します。仮定ですが、統合、新校舎へと議論が進められた場合、併せて既存の小学校施設の利活用についても同時に進めていく必要性を感じますが、このことについての考え方と具体的に利活用について考えがあるかを伺います。また、老朽化が進む中でどのような適正管理をしていくのか、見解を伺います。

2点目として、文化系施設、社会教育系施設として有している公民館、青少年センター、スポーツ施設として有している国民体育館、武道場について伺います。

公民館については築50年以上が経過をし、現在は社協、地域包括支援センターとして活用、2階は歴史民俗資料室として使用されていますが、その老朽化が著しく、今後の見解を伺い

ます。

また、隣接する国民体育館、武道場については、昨年3月をもって使用中止となり、代替措置が取られているところですが、先般、前田議員からも危険性が指摘をされ、早急な対応が望まれます。この見解を伺います。

また、青少年センターについては築40年が経過をし、町民の文化、教養の向上と青少年健全育成の場として多くの町民が利用していますが、防水、外壁の修繕等が予定されているようですが、この内容について伺います。また、施設の使用頻度についても伺います。

以上、1項目2点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

小学校が統廃合された場合、現在の小学校は行政財産の用途が廃止され、普通財産となるため、様々な用途に活用できるようになります。小学校適正配置に関する具体的な方策についての最終答申にありましたとおり、地域住民の意見を尊重し、廃校となった施設や跡地の利活用を考えてまいります。

具体的には、保護者、住民との意見交換会の資料にも記載してありましたが、避難所や地域住民の交流拠点としての機能は各小学校区には必要だと考えております。さらに、歴史民俗資料室、社会福祉協議会、シルバー人材センターの移転先の候補としても想定しております。また、今後、現在の小学校校舎の建築物としての機能、状況などを把握した上で、民間企業等への賃貸借なども視野に入れ、利活用方法を検討していくことになると思われます。

次に、青少年センター、使用中止となっている国民体育館、武道館の管理についてということでございますが、青少年センターの管理については、令和4年3月に策定した白子町公共施設等総合管理計画の中で、施設は経年による老朽化が進行しているため、計画的な維持補修の実施により施設の長寿命化を図るとしています。

また、令和5年3月の条例改正に伴い、国民体育館及び武道場は普通財産となり、使用中止の措置を取っておりますが、今後、構造的に一体となっている公民館の利用が終了した後、全ての建築物を同時に解体したいと考えております。老朽化した公民館には歴史民俗資料室と社会福祉協議会が入っておりますので、これらの機能についてはいずれかの場所に移転しなければなりません。

先ほど申し上げましたが、現在3小学校いずれかを歴史民俗資料室や社会福祉協議会の移

転先とする場合、物理的に統合小学校の完成後にならざるを得ませんので、新しい小学校の建設と並行して計画的な移転の準備、建築物の解体を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは再質問いたしますが、まず小学校の跡地利用、もし統合、新校舎の建設といった場合に、当然既存の小学校の跡地の利用を考えていく、これ並行してやっていくのは私も賛成です。

関小学校は、実はこれは教室棟ですけれども築56年、それから南白亀小学校の教室棟については築57年、白濁小については築58年、56年、そして白子中に至っては築60年以上が経過をしています。こうした中で跡地の利活用を考えた場合に、冒頭、町長の施政方針でもありましたように、老朽化が著しく進んでいるこの施設をその跡地として利用していく場合に、このままではなかなか利用できないというようなことも考えられるというふうに思いますが、この辺について、まずは跡地利用していく場合での管理の仕方の方向について伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大多和議員のご指摘もとてもございまして、かなりの建築後の年数経過しております。それによって構造的にも若干影響はあるんだと思います。耐震改修という意味では、各小学校校舎においては過去に行われておりますが、ただ、いずれにしても建築年数が経過しておりますので、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、今後用途を変える場合、建築基準法に基づく遵法化ということを図らなければいけません。

小学校の用途に関しては、建築基準法の別表幾つということ規定があるんですけども、それに替わるものという場合には、その替わった後の建築物に対する建築基準法の規定が適用されますので、例えば我々が先進地ということで埼玉県の鳩山町さんを視察をさせていただいたとき、小学校を障害者福祉施設であるとか、そういったものに改修した事例がございます。そのときは法律の規定によって数億円の改修費が必要になったということで、ご教示をいただいたところでございます。

ですので、我々も利活用がどういう形態になるのかということを見極めながらやらなければいけないんですけども、企画財政課としてはこの3つの学校を利活用する上で、それなりの資本支出が必要であろうと考えております。そのままの形で果たしていけるものが順当に学校校舎内に入ってくるのか、そういったところがはっきりと現在では分かりません。

特に民間企業さんでご利用いただくというときになった場合は、利用料とかは頂けるんでしょうけれども、その業態によってはもしかしたら何かしらの手を加えないと活用できないということもあり得ます。そういう意味では、私どもはある程度の資本支出はやむを得ないのかなというようには考えております。

それから、さきの1月23日に議員協議会が開催されまして、そのときに昨年秋に行われました適正配置検討委員会の資料、こちらが教育委員会の側から議員各位の下に配布されておると思います。その資料の9ページと書いていいのか、スライドの17と言ったほうがいいのか分からないんですけども、スライドの17のところ跡地利用についての基本的な考え方は載せさせていただいております。

町長の答弁にありましたように、避難所としての機能は残していかなければならないと考えておりますし、地域のコミュニティを守るための交流的な機能、これ若干ふれあいセンターとの取り合いといいますか、位置づけがちょっと難しさもあるんですけども、そういったところも考えていかなければいけないと、このように考えております。

それから、今、公民館に入っている社会福祉協議会ですとか、シルバー人材センター、こういったところの移転先の候補ということにも間違いなくなってくるだろうと思います。ただ、こちらについてはそれぞれ独立した法人でございまして、固有の事務事業、あるいは職員、こういったものを有しておりますので、こちらで一概にこの学校がいいとも申し上げられませんから、こういったところも並行した協議の上で、移転先を考え出していくんだろかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 利活用についての考え方はここまでですか。要は、一つには避難所として指定のまま交流機能を図っていく。その中で例えば総体的な、芝生の運動場やいろいろ、要は校舎だけではなくて、ほかの附帯施設もあるというふうに総体的に捉えて、その施設の管理の仕方をやっぱり個別にしっかりと捉えていかなくちゃいけないのではないかなというふうにはまず感じています。

そういう中でもう一つ感じるのは、ご承知のとおり文科省では、未来につなごうみんなの廃校プロジェクトというものを立ち上げて、施設の利活用についての推進をしています。このことを踏まえて議員の方々には、実は議会事務局を通じてこんなようなプロジェクトがあって、こんなような利活用がされていますというような、これは議会事務局が調べたもので

すけれども、今回の質問に当たりいろいろ利活用の方法が掲載されたものがあります。

近隣では皆さんもお訪ねになっていると思いますが、保田の小学校の跡地が道の駅で活用されていたりとか、いろんな事例がありますので、できるだけ同時並行させて、こういうものを総体的に見ながら利活用の推進を図るという方法の考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

学校については既存3小学校、3つあるということになります。今私が申し上げましたものは、基本的に行政側が今考えている、そもそもまだ統合小学校のプランが進行しておりませんので、現時点での考えを述べたものでございます。

この後、統合小学校が具体化して動き出しますと、当然サウンディング調査といいまして、民間側からいろんな意見調達をしたりとか、それから利活用についても行政一つでつくれませんから、恐らく利活用方法の検討委員会なり、そういったものがつくられていくんだと思います。

そういった中で、議員がご指摘のとおり校舎だけで考えるわけではなくて、白瀉小学校なら白瀉小学校、例えば白瀉小学校ですと全部で4つ棟があるということになっております。その上でグラウンドがあつてというようなことになりますから、もしかしたらそれぞれ切り分けて管理、あるいは利活用をということもあり得るかもしれませんし、これは今後の議論の仕方にかかってくるんだろうと思います。

ですので、先進事例でどこかの市町村がやっているような形を、もしかしたら参考に使えるケースもあるでしょうし、白子町独自のものというものも出てくる可能性はあります。いずれにしても今後の合議によって決定していくと。行政といいますか、町長部局と教育委員会だけではなかなか決めづらいところもありますので、検討する場が設けられると、このように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、1点目の要望として、令和6年度に入って統合するかどうかの基本方針が決定をされますので、それからスケジュールに沿うと、早くて9年の開校を目指すというふうにおっしゃっているところもありますので、この期間というのは引き算すると3年ということになりますので、しっかりと利活用の議論も踏まえて、ぜひ本町に合った取組をしてくれるように要望をいたします。

それでは、2点目として、ほかの5施設ですけれども、公民館と歴史民俗資料室については、この小学校の跡地を利用したいというふうな、どこか分かりませんが、その方向でいますけれども、この築年数を考えて、あるいは社協、それから地域包括、これはやっぱりできるだけ役場の健康福祉課との流れが強いものですから、この近隣のほうが、本当は隣の部屋のほうがよっぽどいいんじゃないかなというふうなことも考えますので、あまりこれだけが単独になってしまう、要は法人格ですので独立で活動はできるんでしょうけれども、健康福祉課との連携が非常に強いので、この辺の位置関係ももう一回考えていただく余地もあるのかなというふうには思っています。

それから、公民館自体が築50年、その隣接しているところが、国民体育館はそれより後だったんですけれども、それぞれが使用中止になっている。これを総括的に社協や歴史民俗資料室がほかの移転場所になったところで解体をするというふうになりましたけれども、そうすると今危険性が指摘されているものを、要は最短でも3年後以降に解体というふうになってくると思うんです。

前田議員が指摘されていましたが、通ったときに外壁が落ちてきたりとか非常に危ないんですよ。これは逆に事故を起こす物件になってしまうというふうなことも考えられますので、これは指摘されたとおりにできるだけ早くの解体を私はこれを進めていったほうがいいか、あるいは保護措置を取るとか、そういうことをしなければならぬのではないかなというふうに思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

解体については、ご指摘のように先にやってはどうかということもあるんですが、実は建築物上の問題から、あの体育館の解体を始めてしまいますと、公民館自体に影響があるであろうというような予想が立ちますので、また、実は一体的に非常に構造的によくない建築物になっておるとというのが現状でございますので、我々としてはできれば解体は同一にやりたいというふうには考えております。

ただ、議員がご指摘のように、近隣を歩く方等に影響があるということは、これは大変な問題でございますので、何かしらの防護措置というものは必要になるかもしれないというふうには考えます。ちょっと前田議員からのご指摘をいただきまして、今うちのほうの課の職員が現地等確認しておりますので、その状況も踏まえて、比較的予算を投じなくてもできるような防護措置があるのであれば、そういったところを検討してみたいと思います。あくま

でも解体は全部そろってやりたいなというのが執行部の考え方でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。

それでは、答弁漏れがありましたので、その辺をお願いしながらになりますけれども、青少年センターについてですけれども、築40年ということではいろいろありましたけれども、この施設内の使用頻度、抜けていたような気がしますので、これをまずはお願いをします。

それから、今年度に出されている修繕、あるいは次年度以降予定するであろう外壁、これらについての進め方というんですかね、どのことを考えて修繕を進めていくのかということを確認をさせていただきます。

○議長（梅澤哲夫君） 執行部の答弁をお願いします。

生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

まず、青少年センターの使用頻度でございます。各青少年センターには会議室、視聴覚室、和室、茶室、ホールがございます。その中で令和5年度の4月から3月までの利用状況でございますけれども、会議室が145日間で延べ1,428名の利用がございます。視聴覚室が167日間で2,432名の利用がございます。和室が92日間で1,471名、茶室のほうは19日間で427名の利用がございます。ホールのほうの利用人数につきましては、こちらについては講演会等で大まかな人数になってしまいますけれども、ホールの座席が416席ございますので、その講演回数を開催した回数にその入場者数を掛けていただくような形となります。

青少年センターの今後の改修の計画でございますけれども、令和6年度の予算に改修設計業務の委託のほうを計上してございます。その中で今年度どのような形で進めていくのかというところでございますけれども、今現在、青少年センターの老朽化が激しい部分が主に雨漏り、また外壁、そして改修が必要と見込まれる青少年センターホールの空調設備、また照明のLED化、こちらのほうは今後長寿命化を図る上で必要な修繕工事だというふうに考えてございます。

そのほか、また修繕が必要な箇所と思われるところについては、公民館運営審議会委員、また青少年センターを利用されている方々の話を聞きながら、改修のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） あれ、3回目になっちゃったのかな。

青少年センターに限ってもう一回お伺いをし、それから今後の要望ということでお聞きいただければというふうに思いますが、使用頻度を見ていたときに、先般の生涯学習フェスティバルのときでもお話を少しさせてもらった経緯がありますけれども、入った右側のほうについては比較的利用頻度が高いんですね。確かに視聴覚、会議室はもっと奥になっちゃって、ちょっと使い勝手が悪いところはありますけれども、総体的に見ると青少年センターについては、非常に当初の目的どおりに健全育成や文化、教養の向上に役立ってはいると思うんですけども、反対側を見たときに、以前は非常に和室というのは、あそこ自体の使用頻度が相対的に高く、和室のほうも要は日本舞踊のサークルさんなんかは、私も先般、生涯学習フェスティバルの展示のところで見ていたんですけども、十何年以上前になるとそういう方々のサークルがいっぱいあって、使用頻度があったのは分かるんですが、今こう見ると、やはり茶室、和室については使用頻度がそんなに高くない。しかもある意味、最近の日本の文化生活も変わったんでしょうけれども、なかなか畳の中での会議というのが何となく使い勝手が悪いというようなことも実際には考えていますが、しかももう一つ、あのセンターの欠点は、いろんなホールを使用して文化講演をするときに、実は楽屋がないんですね。例えば岩崎宏美さんが来ましたけれども、和室のほうでやっていたけれども、あとスタッフの方々等来ても、あそこで控える楽屋がないというのがまずは欠点は欠点なんです。

でも、長生郡の市を含めて7市町村を見たときに、茂原については市民会館が廃止をされ、今東部台しかない、300席しかないじゃないですか。睦沢についてはゆうあい館とって270ぐらいしかない。一宮についてはない。長柄も長南もそういうようなホールを持つ施設というのはないですよ。長生村については700を超える文化会館と、それからもう一つできた交流センターでしたっけ、あそこも講堂を持ったものがあって、あの村はすごいなというふうにいつも思っているんですけども、本町もそういう意味で非常に評価が高くて、この小さな町でよくあれだけのホールを持てるようなというふうなことも、逆に郡市内の方々からは言われています。

だからこそ、より使い勝手のよくなるようなものにできないのかなというような、こういう希望も含めてですけれども、じっくりと実は和室側のほうを見たときに、非常に工夫をされていて、いい和の景観があるんですね。私はあまりそういうものを気にしなかったんですが、よくよく歩いてみると、あっちはあっち側で非常に工夫をされていて、非常にきれい

に和の景観がされていていいなというふうには思っているところです。

したがって、これを壊して修繕というのは物すごくお金がかかって大変だなと思ったので、この和の景観を生かしながら楽屋をつくっていくとかという、ある程度整備ができないかなというふうなことを考えましたので、それを検討に入れていただければというふうに思っています。

今回の質問については、まず要望、これで終わりですね。これ以上聞けないんですよ。要望しておきますけれども、今回の質問については施設を限って質問させていただきましたけれども、本町の有する公共施設というのはまだまだたくさんありますので、公共施設管理計画に従って適正な管理を進めてもらうとともに、急激な変化もありますので、さらにその変化の部分を捉えたしっかりとした管理計画も考えながら進めていくことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市川隆子君

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、1月1日に能登半島を震源とする地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1 番目は、国保について3点伺います。

1 点目は、国保の負担の状況についてです。

国保加入者の多くは低所得者で、年齢構成も高齢者が多くなっています。そして、自営業者等は減ってきており、年金生活者が多いということです。ですから、医療を必要としている年齢層の方が多く加入しているにもかかわらず、負担能力が高くない高齢者や無職の方等も加入していますので、保険税がより高くなるという状況もあると思います。

また、1984年の国保法改正により、それまでの国保財政への国庫負担率、総医療費の45%、これは給付費の約60%、これを給付費の50%に変え、総医療費の38.5%に減らしてきました。この国庫負担率の引下げが町の国保財政を悪化させ、国保税の引上げの原因になっています。

国保については、今でも扶助、共助が言われていますが、現在の国保は社会保障の一環であるとされています。ですから、住民の医療を公的責任で保障する公的医療保険の一つです。そのために運営の国庫負担もあり、国の社会保障として運営されています。国保は、自助や相互扶助では決して支えることができない医療保障で、皆保険制度の土台として整備されてきました。

このように、社会保障として整備されてきた国保ですが、住民には重税感があり、特に現在の物価高騰の中では、国保税を納めるのがきついという声があります。町の国保税を一定の要件で試算すると県内でも高いほうになりますが、町民の負担状況について伺います。

2 点目は、県の第2期国保運営方針を受けた町の対応についてです。

国保制度改革では公費投入と併せ、都道府県が財政運営に責任を持つことになりましたが、同時に国保事業運営について都道府県が市町村と連携して行われるよう、国民健康保険運営方針の作成が義務づけられました。県も第2期国保運営方針を決め、令和6年4月1日より令和12年3月31日まで実施するとしています。

県の第2期国保運営方針を受けた町の対応について伺います。

3 点目は、町独自の軽減策についてです。

社会保障制度として、国は低所得世帯の国保税を軽減する法定減額の制度を実施しています。前年所得に応じて均等割、平等割の保険税が7割、5割、2割軽減されます。これは、申請しなくとも町が自動適用します。

国保法では、保険税を決める権限は市町村にあるとされています。現行の均等割、平等割保険料の総額は国レベルで1兆4,600億円で、そのうち4,400億円は法定減額で公費投入済みです。

ですから、新たに1兆円の公費投入をすれば、均等割、平等割の廃止は可能と言われて
います。全国知事会は、国保の構造的な問題を解決するために、国に1兆円の公費投入の必要
性を訴えています。

町は今後、独自の軽減を考えないのか伺います。

3番目は、高齢者福祉について3点伺います。

1点目は、認知症対策です。

高齢化が進むにつれて、認知症を発症する方も増えてきています。高齢の方と話してい
ると、誰にも迷惑をかけずに死にたいとか、何も分からなくなる認知症にはなりたくないとい
う声を聞きます。長生きはしても、認知症になったら困ると言います。

認知症は、発症するとこれ以上悪化させないための治療をしたりしてきました。認知症は、
脳のどの部分に異常が起きたかによって症状が異なり、いろいろなタイプに分類されるよう
です。その中でも共通しているのが、記憶の障害だと言われます。物事を思い出すのに時間
がかかる場合や、食事の内容を忘れてしまうのは老化現象だそうですが、食事したことを忘
れるのは認知症の可能性が高いと言われます。

町では、認知症対策をどのように進めていくのか伺います。

2点目は、フレイル予防についてです。

私は、フレイルについての講演会に参加する機会があり、早期に気づき、治療や予防をす
ることが大事だとのことでした。フレイルは、適切な介入により健康の維持改善が見られる
状態であることから、早期に自分の状態に気づく機会を数多く確保することが大切だとのこ
とです。

町でも、町民が健康で明るい老後を充実して過ごせるよう健康寿命を延ばし、フレイル予
防を目的とした事業を継続して取り組むことが重要だと思いますが、町のフレイル予防につ
いて伺います。

3点目は、補聴器購入助成についてです。

加齢による難聴は、程度の違いはありますが、避けて通れない生理的な変化です。75歳以
上では、半数近くが難聴で不便を感じているとも言われています。この状態が続くと、鬱や
閉じ籠もり、フレイルにつながるとも言われ、心身の健康にも大きく影響してくるそう
です。こうした難聴には補聴器の使用が有効だと言われますが、補聴器の利用者は少ないのが現状
です。

私は、この質問は2度目だと思いますが、ある独り暮らしの高齢の方が、補聴器はあるけ

れどもほとんど聞こえないと言っていました。古いせいかもしれないが、高くても買えないとも言われていました。

補聴器購入を希望する方に対し、介護予防の観点からも補助する考えがないか伺います。

3番目に、災害対策について3点伺います。

1点目は、要援護者の避難対応と避難場所の確保についてです。

1月1日の能登半島地震で被災された方々は、まだ先の見えない不自由な避難生活を送っています。また、千葉県東方沖でも地震が続いています。そうした中で、防災、減災、救済、最後には復興があります。日常からの十分な医療、福祉の体制、被災者が自立できるまでの支援の方法など、多くの課題があります。

そういう中で、災害が起きた場合、あるいは起きるおそれがある場合の迅速な避難行動が、命を守るためにも大切になっています。町には、要援護者の独居や2人世帯など要援護者の避難場所確保はどのような状況か伺います。

2点目は、津波等の災害の火災対策についてです。

おびたしい命を奪った巨大地震の悲劇を繰り返さないためにどうするのか、地震と無縁の地域がないと言われる日本にとっては切実な課題です。住宅の耐震性、耐火性は進んできているとは言われますが、危険な住宅は多く残されています。阪神・淡路大震災でも、焼失被害は深刻でした。輪島市でも、朝市通りで火災が発生しました。

私たちは、自分の地域に存在するリスクを住民が正しく認識できるよう周知することは、防災・減災の土台だと思っています。

町では、津波等の災害時の火災対策についてどのように考えるのか伺います。

3点目は、感震ブレーカー設置補助についてです。

感震ブレーカーは、震災時に揺れを感知すると、自動的に電気のスイッチが切れる装置です。中央防災会議は、震災時、電気火災による出火を完全に予防できれば、焼失面積は約5割に減らせるとして、感震ブレーカーの100%配備を目指している自治体もあります。

町でも、感震ブレーカー設置に補助をする考えがないか伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員のご質問にお答えします。

まず、国民健康保険については、制度創設以来、国民皆保険を支える中核として重要な役

割を果たしてきましたが、近年、加入世帯の減と被保険者の年齢構成が高くなっていることに加え、医療技術の高度化などによる1人当たりの保険給付費の増加により、財政上厳しい状況が続いております。

今回の質問要旨にございます被保険者の負担状況について、白子町は県内の1世帯当たり国民健康保険税調定額の市町村平均を下回っており、決して高いほうではないということでございます。

今後も国民健康保険制度を維持していくために、現在の負担状況についてご理解いただき、今後とも安定した国保運営を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、やはり国保の件でございますが、県では平成30年度の国民健康保険法の改正による広域化に伴い、平成29年12月に県内の国保運営に関する統一的な方針として千葉県国民健康保険運営方針を策定し、令和5年度末で終期を迎えることから、令和6年度を開始期とした第2期千葉県国民健康保険運営方針の策定に向けて、現在、作業が進められております。県内市町村へ最終意見照会などを行い、3月中に決定、公表される予定であります。

運営方針は、国保の医療費及び財政の見通し、市町村の標準的な保険料の算定方法及びその水準の統一などが示され、本町におきましても本方針を踏まえ、県と連携して健全な国民健康保険事業の運営に取り組んでまいります。

次に、国保の町独自の軽減策はあるかということでございますが、国民健康保険税には前年中の所得が低い世帯について、国民健康保険税を軽減する制度がございます。軽減については、前年中の世帯の総所得金額に応じて均等割額が7割、5割、2割減額され、負担を軽くするものであります。

白子町で軽減世帯の割合は国保加入世帯の半数以上であり、独自の軽減策を考えることは、現状では難しいと考えられております。

次に、高齢者福祉についてでございますが、現在、町で実施している認知症対策は、認知症サポート医と医療、福祉の専門職がチームとなり、必要な医療、介護サービスが利用できるよう、認知症の人やその家族の支援を行う認知症初期集中支援チームの設置、認知症を正しく理解し、地域で認知症の方を見守る体制づくりを進めるための認知症サポーターの養成、認知症の方とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、家庭の介護負担の軽減等を図る認知症カフェの開催、認知症の予防や進行に合わせた相談窓口、医療機関、介護サービスの情報等を掲載している認知症あんしんガイドの配布及びホームページへの掲載、脳のトレーニング教室や健康マージャンクラブへの運営支援、認知機能

の低下やフレイル予防につなげるLINE公式アカウント、脳若365の配信等を行っております。

次に、フレイル予防についてでございますが、現在、町で実施しているフレイル予防対策は、地域支援事業として実施している運動機能の維持向上のための健康体操教室、機能訓練教室、閉じ籠もり予防、認知機能の維持の観点からのふれあい幸民館、脳のトレーニング教室、健康マージャンクラブ、口腔機能の維持の観点からいきいき健口教室等を実施しております。その他、健幸づくり係で実施している若返り教室及び健幸ポイント事業も、運動機能の維持向上という観点から、フレイル予防対策の一環として実施しております。

それから、補聴器の助成についてでございますが、現在、千葉県内で補聴器助成を実施している自治体は3市という状況であり、長生管内では実施しておりません。県でも助成制度がなく、現段階で町単独で補聴器の購入補助は考えておりません。

難聴を含めまして、加齢による身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことにつきましては、国や県の動向を見極めながら検討していく必要があると考えております。

なお、難聴を含む身体障害者手帳の聴覚障害6級以上の方の場合は、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度において、補聴器購入費用の一部を支給しております。

次に、要援護者の避難対策と避難場所確保はというご質問でございます。

要援護者の避難対応と避難所確保ということですが、先日、高山議員の質問にも答弁しましたが、被害に備えて、自力で避難することが困難な方を地域全体で支援するために行う避難行動要支援者名簿の登録制度を実施しており、援護を必要とされる方々はその家族などの申請に基づき、災害時に援護が必要な方の名簿を作成しております。この制度は高齢者に限らず、在宅介護、障害者等も含まれるものであります。今後、個別の避難行動計画の作成も求められており、その準備も進めてまいります。

避難所については、小・中学校と各ふれあいセンターを指定しております。また、白子町温泉ホテル協同組合と災害協定を締結し、災害時には1日1,000円の負担で自主避難ができるよう、体制整備をしております。

次に、津波等の災害時の火災対策はというご質問でございます。

津波による火災災害は、水と火という対照的で相反する要因が結びつく災害であることは認識しております。このような災害は二次災害であり、発生した場合には町単独では対処することが困難であると考えております。

国の津波火災対策ガイドラインに基づき、防止課題として挙げられるものは津波海水によ

る漏電、短絡火災の防止、建物周辺部への瓦礫集積による着火等を防止、自動車等流出によって大規模火災が想定される着火原因となるものに対する対策とあります。

これらのことを踏まえ、今後、町として何ができるのか、またどのようなことに取り組む必要があるのか考えてまいります。

最後に、感震ブレーカーの設置補助についてでございますが、感震ブレーカーにつきましては、令和4年6月議会において市川議員から同様のご質問を受けたと記憶しております。

そのときの答弁では、工事不要な簡易的なものであれば数千円程度で購入できるため、町からの補助金等の助成は考えておらず、町民の声が高まれば考慮する趣旨の回答をさせていただきました。その後、庁内で設置に対する機運は高まらず、要望もありませんでした。

今後、町民の声や社会情勢等を見極めながら対応を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、国保から再質問をさせていただきます。

まず、国保税が今非常に、低所得といいますか年金生活の方が非常に多くなっておりまして、県内でも国保税は低いほうだとは言われるわけですが、そういう中で年金生活の方たちにとっても、やはり収入が低いわけですから、例えば生活保護の受給者の方と比較しますと、逆に言うと例えば年収130万とか、所得100万ぐらいですかということ考えていきますと、そういう方々、例えば夫婦2人、それから子供2人ということで計算しますと、40代ぐらいで計算すれば、その方々はその所得の中で国保税を納め、もちろん軽減はされているんですが、国保税を納め、そしてなおかつ夫婦2人の年金を納めるわけですよ。その残りの中で生活をしていく、そういう状況を考えますと、生活保護の場合でも恐らく所得というか収入は同じぐらいになるんじゃないかと思うんです。

そういう中で、生活保護を受けている方はいわゆる税は要らない、それからいろいろなそういう負担はかからない、要は自分たちの生活費だけで済む、そういう状況であるわけですから、結局考えますと、所得の低い方々は要は生活保護の方よりも、逆に言うと生活レベルが低くなってしまふ、そういう実態があるんじゃないかというふうに私は思っています。

そこで、まずそういう中で町の国保の平均所得、幾らぐらいなのか。それから、生活が厳しいなどの理由で滞納されている方々への保険証の交付状況、それから資格証明書は出していないということなんですが、交付状況、それから今18歳未満のお子さんに対する短期保険証等はどのような扱いになっているのかを伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 私のほうからは、短期保険証のほうの回答をさせていただきたいと思います。

まず、本年2月末現在の短期保険者証の交付世帯ですが、64世帯で103名です。なお、そのうち、先ほどご質問にありました18歳以下のお子さんにつきましては、こちらは1年間の有効期限で保険証のほうを交付しております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 同じ質問の中で滞納の額ということのお話がありましたが、約2,800万円程度になります。

それから、平均所得ということでしたが、ちょっと細かい数字は、手持ちに今ございません。申し訳ございません。後ほど、こちらについては回答させていただきたいと思います。

すみません、以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 18歳未満のお子さんの短期保険証は渡してなくて、1年間の正規保険証だということで、これは非常にいいことだと思います。

やはり、いろいろなことで学校に持っていったりとかする機会も多いと思いますので、そういう中で短期保険証を持っていきますと、差別感などを植え付けることになってしまいますので、これはぜひ続けていってほしいなというふうに思います。

それから、国保の平均所得、持ち合わせがないということなんですけれども、多分、大分前の金額では100万から百二、三十万ぐらいだったのかなというふうに思います。ただ、今、それがどのようになっているのかということの後でいただければと思います。

こういう中で、滞納されている方の滞納額がこれだけあるということなんです、納税をすることがやはり困難になってきますと、恐らく税務課の窓口なりどこなりに相談に来る方もいらっしゃると思うんですが、そうした方々への対応は、現状のところではどのようにされているのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 滞納者への対応でございますが、まず基本的に督促、それから催告という形、それからその後、それに併せて相談、ここだと思うんですが、実際に相談に来

る方への対応については、実際にご自宅へ訪問してご相談を伺うこともございます。それから、町へご相談に来られた方について、当然、プライベートの話でございますので別室でなど、考慮しながらやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、納税相談は、やはり滞納者に対する相談というふうになると思うんですが、こうした方々の今の暮らしの状況がどうなっているのか、その辺は横の連携になるのかどうか分からないんですけども、そうしたことも含めて対応していただきたいというふうに思いますので、ぜひその辺はよろしくお願いします。

次に、2番目の運営方針への対応なんですが、事前にパブリックコメントや市町村への意見聴取等を行われたと思うんですが、本町では何か意見を上げたのかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ただいまのご質問ですが、県の策定スケジュールも当初から大分変更となりました。

現時点における運営方針に関しての意見等は、本町はなしと回答しております。こちらにつきましては、本町の国保運営協議会等の開催等を行うことができませんでしたので、意見の集約ができなかったということで、意見はなしとさせていただきました。

ただし、今後は方針に基づく取組状況等の検証等に際しまして、本町国保運営協議会との情報共有を図っていきながら、意見また要望等を県のほうに出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

まず、この県での今の運営方針の中で、まだきちんとしたものが来ていないということなんですが、そういう中で言われているのが、国保税の県での統一化が今回、国の方針だろうと思うんですが、統一化が方針として出されているわけですが、これが例えば実施されますと、被保険者の負担状況というのはどのようになっていくと予想されるのでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 現時点ではまだ金額等は非公表となっておりますが、提示されたのは、現在では本町の1人当たりの納付金額は上がる予定となっております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 千葉県はずっと統一されていなかったわけですが、今後、統一ということが千葉県でも出てきたわけですので、統一されればやはり上がってくるというのは大体、目に見えてきますけれども、ぜひこういう中で、値上げになった段階でやはり影響を受ける方々が多くいますので、その辺は、町長は先ほどやらないと言いましたけれども、軽減策等も考えていかなきゃいけないのではないかなと思いますので、その辺、また要望しておきます。

3番目で、独自の軽減策なんですけど、今、子供の均等割、一部負担軽減されているわけですが、軽減策は町長、やらないというふうには言われたんですけど、こういう中で国保の、私、いつも言っているんですけど第77条と第44条、これに対する対応、なかなかこれは適用することが難しいんですけど、この辺を多くの方々に対応できるような形にしていただきたいと思いますと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 先ほどの1の質問であった中でも、国保税が高いのではないかと、それで県内では平均より下回っていますと。

その中で、低所得者の軽減の状態がもう既に5割以上、しかも昨年が56.3%になっておりました。そして今年については61.2%ということで、さらに軽減の方が増えている状況でございます。

そういったことも含めて、まずはそういう軽減があるということをご理解いただきながら、対応が難しいということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、法定軽減をされる方々というのは、やはり所得に応じて7割、5割、2割で軽減、もうそれは自動的に軽減されてくるわけなんですけど、現状では急に所得が下がってしまったという場合もあるわけです。それが災害とかそういうことではなくて、仕事の都合とかいろんなことで所得が下がってしまった、そういう方々については、もう前年度所得に対するものですから、国保税は今までどおりに納めなきゃいけないという状況になるわけなんです。

ですから、現状の国保の第77条等は多分、災害とか特別な場合に適用されるというふうに

なっていると思うんですが、その辺を、どのように決めていったらいいのか私も分からないんですけれども、やはり急に所得が下がってしまった、そういうときにも適用ができないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） おっしゃるとおり、急に下がった方がいらっしゃいます。そういう方も、実際には話に聞いております。そんな中で、ただ単純にその状況だけを聞いて、じゃ、そうしましょうということはちょっとさすがに難しい話で、かなりの調査が必要になると思います、それについては。

です、そういうことにつきましては、その方と窓口等できちんと話を聞きながら対応できればと。ただ、現状ではそれはちょっと難しい状況です。ただ、本当に話は聞いて、うちのほうでも対応していきたい。

あと、急にそういうことで倒産、解雇等の場合、それについては実際に前年度の所得に限らず軽減のほう、100分の30という形で計算して、実際にもう既にそれについては所得についてやっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、収入が大きく減ってしまいますと、先ほど言ったように解雇とか倒産ですとか、そういう形で収入が大きく減ってしまいますと、税負担も困難になってきますし、病院にかかった場合の窓口負担もやはり困難になってきて、医療を控えざるを得ない、そういう状況になる場合もありますので、ぜひこの辺は今後、検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者福祉について、まず認知症対策について伺います。

これまで、認知症というのは高齢者にとっては避け難い病気だというふうに思われてきたわけです。そのために、認知症対策はこれ以上は進行させないこと、進行してしまった方に対する対策を重点的にやってきたのではないかと思います。今は、様々な予防措置によって気にならなくなったり、かなり遅らせることができるというふうに言われています。

認知症は、やはりたばこですとか食事ですとか睡眠不足など、様々な要因で発症するとも言われています。町も、先ほどの答弁でありましたようにいろいろな予防事業を実施しているわけですが、まず第一に認知症に気づくということが大事だと思います。意外と家族は、一緒に住んでいても気づかない場合が多いと思うんです。

それから、あと大事なのがかかりつけ医、あるいは保健師さんに相談できるような医療体

制の整備、これをどのように考えていくのが大事だと思うんですが、その辺は町としてはどうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

認知症の初期段階から気づく方法、施策といたしましては、家族や地域の方々が認知症の症状をよく理解し、早期発見につながるように、認知症の症状や疑われるサインがチェックできる認知症あんしんガイドを周知するため、町内公共機関、また金融機関、ドラッグストアなどに配布、設置しており、また、ホームページは白子町支えあい広場等、ウェブページへの掲載を行っております。

また、現在も認知症サポーターの養成に取り組んでおりますが、今後は小・中学校、また町内企業等に対し認知症サポーター養成講座を開催し、地域に認知症の正しい知識を普及し、認知症の方とその家族を見守り、支援できる地域づくりを進め、認知症の早期発見にもつながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

現在、認知症の早期発見をするための新たな施策は検討しておりませんが、まずは現在行っている事業を進め、早期発見につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 町では地域包括ケア等でいろいろ、先ほどのような施策を進めております。その努力は本当に評価するわけですが、やはり今、言われたように早期発見、早期治療というんですかね、予防が非常に大事な病気だというふうに考えています。

ですから、今の進んでいる医療技術をどうやって活用して発見や治療につなげていくのか。例えば、家族がちょっとおかしい、少し変だよというふうに気づいた場合に、まずそれをどこに相談して、どういうふうにそれを治療とか今後の予防とかに生かしていけるのか、やはりそういう体制をつくっていくことが大事ではないかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） まず、ご家族の方が認知症の知識のほうをよく理解してもらいまして、ちょっとおかしいなど、思っただくことがまず大事ですので、先ほどのようにいろいろな周知のほうを徹底しまして、そこからすぐ町の健康福祉課や包括支援センターに相談に来てほしいということで、そちらも周知徹底して、そこからいろいろな支援策につ

なげていくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ぜひそのような形で、町としても最大限努力して予防できるように、早期発見できるように努めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、フレイル予防についてなんですけど、町としていろいろな教室をやっているわけですが、フレイル状況の方の把握というのはされているのかを伺います。

それから、フレイルが疑われる方々が閉じ籠もりにならない方策、今、いろいろ教室等をやられているわけですが、どちらかというとなんか動かしにくくなると家に閉じ籠もりがちになっていくわけですが、閉じ籠もりにならない対策、その辺はどのように考えているのか。

まず、運動不足も活力の低下につながると言われていますので、今、町で進めております健幸ポイント事業、これもフレイル予防には非常に有効な手段ではないかというふうに思うんですが、例えばフレイルを含めた、そういう健幸ポイント事業の検証はどのような形になっているのか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、質問にお答えいたします。

まず、フレイル状態の方の数を把握しているかというご質問なんですけれども、フレイルとは、要介護状態に至る前段階で心身の衰えが増した状態と定義されておりますけれども、正直、正確な人数のほうは把握できておりません。

参考といたしまして、令和4年12月から令和5年1月にかけて実施いたしました、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の将来の要介護リスク関連の回答では、1,000人の要介護に至っていない方に調査いたしまして、711人の方から回答いただきまして、まず階段の上り下り、椅子から立ち上がる、15分程度の歩行ができないと答えた方が1割前後いらっしゃいまして、過去1年の転倒経験がある方は3割、転倒に対する不安のある方は半数近くとなっております。また、物忘れが多いと感じている方は4割台に及んでいます。

65歳以上のアンケート対象者711人のうち、42.9%が認知機能等低下を意識しているとの結果でございました。

続きまして、高齢者の閉じ籠もりを防止するための施策を実施しているかというご質問なんですけれども、フレイルの予防や改善を図る対策の一つとして、出かける機会の創出が重要であると考えています。各種介護予防事業、健幸ポイント等のソフト事業を充実させ、参

加しやすい、参加したくなる内容となるよう努めております。

また、健康の維持増進のためには住環境が及ぼす影響が大きいとされており、そこに住んでいるだけで自然と健康になれる環境づくりの重要性が、国レベルでも叫ばれるようになってきております。歩きやすい歩道の整備、人が集まり交流が生まれる交流施設等、出かけたくなる拠点の整備も重要でございます。これらは、健康福祉課だけでなく全庁横断的な取組として、今後、町の課題であると考えております。

また、健幸ポイント事業等での効果の検証ですけれども、こちらは昨年、効果の検証のほうを行ってございまして、実際に医療費のほうが軽減されていることと、あと介護度のほう、重症化する方が少なくなっているという検証も出ております。

ちょっと詳しいデータのほうを今お答えすることができないんですけれども、健幸ポイント事業のほうも年々、効果を上げているということが認証されております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

フレイル予防については、今、柏市で、フレイルによる要介護に至るまでの虚弱の状態を市民が簡単なチェックで早期に発見できて、栄養ですとか、口腔ですとか、運動とか、社会参加の4つの視点から介護予防事業を行うことで健康寿命を延ばしていく、これを目指した取組を進めているということです。

フレイル予防サポーターをまず養成して、そして市内で実施するフレイルチェック講座でサポーターが指導員として参加するなど、市民が主体となって住民の健康促進を図っているということです。

これは、参加者自身の健康増進を図るとともに、社会参加を促すということの目的もあるそうで、高齢者を支える人づくり、地域づくりの第一の目的として実施されているということです。この辺なども詳しく調査して、町のほうでもそういった事業ができれば、それにつなげて行ってほしいなというふうに要望いたします。

次に、補聴器なんですけど、今、やはり話をしていますと耳が聞こえない、聞こえづらい、補聴器を持っていても合わない、それからこの補聴器は古いのか聞こえない、そういった声が結構聞かれます。

先ほど町長が言われましたように、聞こえの検査で70デシベル以上になりますと障害者として認定されて、補聴器が貸与されるということなんですけど、それ以下の軽度、中程度の

方々はやはりそれが活用できないわけですから、そうした方々の聞こえができないことによる外出がおっくうになる、いろんなそういう状態が出てきますので、それをサポートするという意味でも、やはり補聴器は考えていていただきたいなというふうに思うんですが、そういう中で今、地域で後期高齢者の健診等やられているんですが、そういう中で聞こえの検査というのは取り入れることは無理なことなんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、聴力検査につきましては、人間ドックのような医療機関で行う健診には既に導入されており、希望者は受診することが可能です。

一方、聴力検査には防音室や特殊機材等の設備が必要でございます、自治体の会場等で行う集団健診に導入することは難しく、導入されている事例は確認できませんでした。

また、加齢性難聴は、検査で確認されたとしても治療によって改善するものではなく、対応としては補聴器の導入等、対症療法に頼っているのが現状のようでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。

まず、補聴器を購入したくてもやはり数十万円かかる、高いものを買っても合わなくてそのまましまっている、そういう現状があるのではないかと思います。

高いから購入できない、購入しても合わない、こうした様々な理由で聞こえづらい状況のまま生活をしてきている、これが今の実態ではないかと思うんですが、そういう中でいろいろ調べていきましたら、これは民間のお店なんですが、補聴器のリース等もやっている、3か月から3年ぐらいですかね、最長、もやっているということで、補聴器をお試しするとかいろんなことで、こうしたこともやられているということで、それで利用したいという人がいれば、例えばそういう方々への補助も考えていくことも可能かなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 民間企業等の補聴器レンタルサービスにつきましては、補聴器をレンタルで借りて、自分に合ったものを購入するといったサービスでございます、2週間レンタル料が無料の事業者、また2週間でレンタル料が3,300円の事業者、また最短2か月から最長3年間の期間で、レンタル料が1か月3,300円程度といった事業者が、近隣で

例えば茂原市内に何店舗かございます。このレンタルサービスを活用して、自分に合った補聴器を見つけ、購入することも、難聴の改善に大変効果的と思われる。

ただし、民間事業者のサービスですので、町で事業者を絞ってあつせんすることは適切ではございませんので、こういった民間サービスがあるといった程度の情報提供を、難聴で相談に来られた方に情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 確かに民間ですので、町でそれをあつせんすることは難しいというのは分かります。

ですから、健診とかいろんなところで難聴が疑われる方、そういう方がおりましたら、補聴器を買うのが難しいという方にはそういったものもあるよということで、ちょっと案内をしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に災害です。

先日、ある方と話していましたら、最近地震が多くて怖い、独り暮らしであまり歩けない、そうなったら諦めるしかないと言われてしまったわけです。

これは、今、そうした地域のそういう避難が困難な方々の名簿とかいろいろなものは作られつつあるんだと思いますが、歩行困難な方についてはやはり誰か近所の人が手助けをするのか、あるいは例えば自主防災組織が立ち上がってれば、その中で検討していくのか。やはりその辺は、日頃から明確にしておかなければならないのではないかと思うんですが、その考えはどうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） お答えいたします。

市川議員のおっしゃるとおりで、個別の避難行動計画というものを国からの指示で、作成のほうを今年度より進めてまいっているところでございます。

個別、一人一人、誰がどのように支援するかというのを1人ずつ定めなきゃいけないので、なかなか簡単には進みませんが、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 誰かそうやって手助けをしてくれる方がいるとか、そういった形で進めていくには、やはりなかなか高齢になって歩けなくなると近所に出て歩くということも

しなくなるんですが、やはり近所の方々との日頃からのお付き合いですとか、例えばその家に来て一緒にお茶を飲んでくれるとか、いろんなそういうお付き合いもやはり大事だと思いますし、それから先ほど言いましたように、町にはまだ多分少ないと思うんですけども、自主防災組織がどのくらい動けるのか、どのくらいそうした方々に対して手助けができるのか、それがやっぱり重要ではないかと思うんです。

その自主防災組織なんですけれども、多分まだあれから進んではないと思うんですが、現状では自主防災組織が幾つできているのか。それから、立ち上げたところではどのような活動をしているのか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 自主防災組織ですが、町内に今、11自治区ございます。ただし、ここ3年、コロナ禍ということで、活動がほとんどなかったというような状況が実情でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ということは、前から全然、自主防災組織は増えていないというのが現状だということですね。

災害は、やはりいつ起こるか分からないわけですから、こういう中で体が不自由だからといても、置いて避難するわけにはいかないわけですから、一人の犠牲者も出さない、こういう思いの下で、常日頃から住民の不安を取り除いてあげる。そうしなければならないというふうに思っていますので、今後、町のほうでもその対応をよろしくお願いしたいと思えます。

次に、建物火災なんですけど、これはもう、一度そうやって震災が起こればそれこそ防ぎようもない状況に、最近の能登半島地震でも3.11のときでも感じておりますが、やはりそれは住宅が密集しているところ、その辺がやはり特に危ないというふうに感じています。

例えば、施設が被災した場合に、施設の場合は独自に消火装置などをつけているんじゃないかと思うんですが、そういう中でそこに入っている人たちが避難となると、やはりなかなか大変な状況になると思うんですが、そのあたりは施設でもいろいろ訓練等はしているんじゃないかと思うんですが、その辺は町としてどのように、何か情報としてはつかんでいるんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 恐らく、施設ごとにそういった計画は個別に求められていると思いますので、現状では、町としては内容まではちょっと把握してございません。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） やはり能登半島地震とかテレビ等で見ておりましたが、体の不自由な方ですとかそういう方々の避難が非常に困難になってしまっているという状況がありますので、その辺は町としても、やはり施設とかそういうところとも連携を取りながら、状況はつかんでおいていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、感震ブレーカーなんですけど、確かにこれは安いものなんですけど、これもメリット、デメリットがあるというふうに言われておられて、揺れによって電気が遮断される、遮断されて、じゃ避難しようとする、何か補助灯みたいなのがないと足元が真っ暗になってしまう。そういうデメリットもあるというふうにも言われているんですけど、ただ火災を防ぐ上では非常に有効だというふうに言われておられますので、町もこれからいろいろな人の声を聞きながら、ぜひこれは補助をする、あるいは安いものだったら思い切って一軒一軒配ってしまうとか、そういういろいろな対応をしていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は、全部終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、議案第1号 白子町公告式条例の一部を改正する条例の制

定についてないし日程第12、議案第11号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、提案説明をいたします。

議案第1号 白子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 白子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上3議案については、総務課長より内容説明いたします。

続きまして、議案第4号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案については、住民課長より内容説明いたします。

議案第6号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 第7期白子町障がい福祉計画及び第3期白子町障がい児福祉計画の策定について、議案第8号 白子町ひまわり長寿プラン第10期高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について、議案第9号 第2期げんき白子21の策定について、以上4議案については、健康福祉課長より内容説明いたします。

続きまして、議案第10号 白子町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは建設課長より内容説明いたします。

議案第11号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは企画財政課長より内容説明いたします。

以上、議案第1号ないし議案第11号の提案の説明を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号ないし議案第3号の内容説明について、総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 議案第1号 白子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

提出議案説明資料2ページをお願いします。

今回の改正は、地方自治法第16条第4項の規定に基づく条例規則等の公布の方法について、実態に即し所要の改正をするものです。

施行期日は公布の日となります。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

続いて、議案第2号 白子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行及び総務省の助言に伴い、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなったことから、所要の改正をするものです。これによりまして、期末手当、勤勉手当の年間支給月数は4.50月となります。

施行期日は令和6年4月1日です。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

次に、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容説明いたします。

提出議案説明資料3ページをお願いします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、監査委員に関する条例のほか2条例について、条項ずれが生じているため、引用条項を改正するものでございます。

施行期日は令和6年4月1日となります。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第1号、第2号、第3号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第4号及び議案第5号の内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第4号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料3ページをお願いします。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が一部改正され、接近禁止命令の要件等が改正されたことに伴い、引用条項の改正をするものです。

この条例の施行期日は、令和6年4月1日からです。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第5号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

提出議案説明資料の3ページ下段から4ページにかけてご覧ください。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第23条では、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネット上においても閲覧できるように義務づけるものです。

第53条では、電磁ディスク等の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言を適正化にするものです。

なお、この条例の施行期日は、第23条は令和6年4月1日からで、第53条は公布の日からです。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。議案第4号及び議案第5号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第6号ないし議案第9号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第6号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定内容についてご説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開きください。

改正内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、保険料の標準段階及び標準乗率、公費軽減割合の見直しを実施するため、保険料段階等の改正を行うものであります。

改正の概要でございますが、非課税世帯を対象に、現行の第1段階の年額3万2,200円を2万1,000円に、現行の第2段階の4万8,400円を3万4,300円に、現行の第3段階の4万8,800円を4万8,400円に軽減、保険料設定を所得水準に応じてよりきめ細やかな設定とするため、現行の9段階から13段階に設定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しまして、今年度分の保険料から適用いたします。

なお、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第7号 第7期白子町障がい福祉計画及び第3期白子町障がい児福祉計

画の策定について、ご説明申し上げます。

去る1月23日に開催されました白子町議会議員協議会及び3月4日に開催されました同協議会においてご説明させていただきましたので、概要のみの説明とさせていただきます。

説明資料の4ページをお開きください。

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるものであり、令和6年度から8年度までの3か年計画であります。

なお、本計画につきましては、本年2月22日に開催されました白子町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会にお諮りいたしまして、承認を得ていますことをご報告申し上げます。

続きまして、議案第8号 白子町ひまわり長寿プラン第10期高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について、ご説明申し上げます。

本計画につきましても、去る1月23日に開催されました白子町議会議員協議会及び3月4日に開催されました同協議会においてご説明させていただきましたので、概要のみの説明とさせていただきます。

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づきまして、高齢者福祉計画は、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画であります。介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込み量と提供体制の確保、事業実施について定める計画で、介護保険料の算定基礎となります。これら2つの計画は一体的に策定され、令和6年度から8年度までの3か年計画となります。

なお、本計画につきましては、本年2月8日に開催されました白子町介護保険運営協議会にお諮りいたしまして、承認を得ていますことをご報告申し上げます。

続きまして、議案第9号 第2期げんき白子21の策定について、ご説明申し上げます。

本計画につきましても、去る1月23日に開催されました白子町議会議員協議会及び3月4日に開催されました同協議会においてご説明させていただきましたので、概要のみの説明とさせていただきます。

本計画は、健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法に基づきまして、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の性格を併せ持つ計画であります。

計画期間は、国の健康日本21第三次計画に合わせ、令和6年度から令和17年度までの12年

間とします。

なお、本計画につきましては、本年2月5日に開催されました白子町健康増進計画策定委員会にお諮りいたしまして、承認を得ていますことをご報告申し上げます。

以上、議案第6号から第9号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第10号の内容説明について、建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） 議案第10号 白子町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料4ページをご参照ください。

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に国の責務が追加改正されたことにより条項ずれが生じるため、引用条項の改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日からとなります。

また、改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第11号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第11号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

お手許の提出議案説明資料の5ページで説明をさせていただきますので、5ページをご参照いただきます。

改正の内容ですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、同法に定める別表第2が削除されることとなりました。したがって、引用条項の改正を行うものとなります。

この条例の施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日と同日ということになります。

なお、お手許に新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

説明については以上になります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今回、基準額が基金を投入するということで据え置かれたわけですが、基金を幾らぐらい投入して据置きとしたのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 基金の額について、ちょっと今詳細な数字がございませんので、後ほどご報告するような形とさせていただきたいと思います。

すみません、以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。後で報告よろしくお願いします。

それから、この新旧対照表で見ますと、9段階までが若干下がっているということなんです。これは町独自の軽減が入っているのか、あるいは国から示された利率によつての計算なのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、現行の5段階までが、5段階が標準なんですけれども、その前の1から4段階までが下がってしまして、6段階から9段階のほうが増えているような形で、今回、この現行の9段階をさらに13段階まで分けたような形になっております。

それで、これは国から示された率に乗じておりまして、町独自のものではございません。以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、今回13段階までに増えたわけですが、これの、いわゆる今まで9だったわけですから、10から13段階までに該当する方々が何人ぐらいいらっしゃるのか、また影響額どのくらいなのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、対象者の数なんですけれども、9段階の方が見積もった数が84名、10段階の方が19人、11段階が14名、12段階が13名、13段階が42名となっております。

影響額については、9段階から13段階で……、大変お待たせいたしました。影響額です。

ね、9段階から13段階の方の保険料のほう若干増やさせてもらいましたが、こちらで大体1,100万円増加したような形になっております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 他に質疑がありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 第7期白子町障がい福祉計画及び第3期白子町障がい児福祉計画の策定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 白子町ひまわり長寿プラン第10期高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 第2期げんき白子21の策定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 白子町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は13時45分といたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第13、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第18、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてを一括議題といたします。

ただいま議題としました6議案は、先日の会議において各常任委員会に付託されておしま

す。これより各常任委員会での審査の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大多和秀一君。

○総務常任委員長（大多和秀一君） それでは、総務常任委員会に付託されました議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について、審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り、本委員会に付託をされました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、所管する総務課、企画財政課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び議会事務局の予算について、町長をはじめとする執行部から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、予算項目の第1款町税から第22款町債のうち、他の常任委員会が所管する部分以外の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第1款議会費、第2款総務費のうち交通安全に関する一部や、第3項戸籍住民基本台帳費を除く全部、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金及び第13款予備費であります。

詳細は報告書を参照いただきたいと思います。会議において、5名の所属議員より13項目の質疑・意見がありました。また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し4項目を要望しました。

以上を踏まえ、採決の結果、反対多数によりまして、本委員会は、令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について、否決すべきとの結論に達しましたことをご報告をいたします。

令和6年3月13日。

委員長、大多和秀一。

副委員長、長島誠一。

委員、今関勝巳、酒井良信、宗島理仁、大多和正夫、秋葉広行、大塚貴充。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、大多和正之君。

○厚生文教常任委員長（大多和正之君） それでは、厚生文教常任委員会に付託されました議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月6日に会議を開催し、所管する住民課、健康福祉課、環境課及び教育委員会の予算について、町長をはじめとする執行部から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、所管する住民課、健康福祉課、環境課及び教育委員会の特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び第2款第3項戸籍住民基本台帳であります。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、質疑の後、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は、令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことを報告いたします。

令和6年3月13日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、ご報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会初日の会議において本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は、令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和6年3月13日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査は、報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は、令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和6年3月13日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は、令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和6年3月13日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び環境課長、関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、全員賛成により、本委員会は、令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決するべきものと認定しましたことをご報告いたします。

令和6年3月13日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、今井滋則君。

○産業建設常任委員長（今井滋則君） それでは、産業建設常任委員会に付託された議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月7日に会議を開催し、所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の予算について、町長をはじめとする執行部からの詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第2款総務費のうち、交通安全及びふるさと納税に関する一部、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費及び第10款災害復旧費であります。

詳細は報告書を参照していただきたいと思いますが、会議において6名の所属議員により、13項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し3項目を要望しました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は、令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和6年3月13日。

委員長、今井滋則。

副委員長、前田充浩。

委員、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、梅澤哲夫、長島誠一、高山隆一。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月7日に会議を開催し、ガス事業特別会計歳入歳出予算について、町長、ガス事業所長等関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照していただきたいと思いますが、会議において、1名の所属議員より1項目の質疑・意見等がありました。また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対して2項目を要望しました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和6年3月13日。

委員長、今井滋則。

副委員長、前田充浩。

委員、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、梅澤哲夫、長島誠一、高山隆一。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告が終了しました。

これより、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

11番今関勝巳君。

○11番（今関勝巳君） 動議を提出いたします。暫時休憩することを望みます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ただいま、今関勝巳君から暫時休憩することの動議が提出されました。

（賛成と呼ぶ声あり）

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を議題として採決いたします。

この採決は起立により行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立の結果は可否同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が暫時休憩については裁決します。暫時休憩については議長は可決と裁決いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時13分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手許に配布のとおり、今関勝巳君から、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の修正の動議が提出されました。

ここで議事進行を確認するため、暫時休憩いたします。

再開は追って連絡します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時28分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（梅澤哲夫君） それでは、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の修正の動議を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立により行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立の結果は同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに採決しました。

追加日程第1、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについては、議長は可決と裁決いたします。

◎議案第18号修正の動議上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第1、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の修正の動議を議題といたします。

本案に対しては、今関勝巳君外2人から、お手許に配布しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せ議題とし、提出者の説明を求めます。

11番今関勝巳君。

- 11番（今関勝巳君） 今期定例会において執行部から提案のありました議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算について、お手許に配布のとおり修正の動議を提出します。

提出書類を読み上げます。

令和6年3月13日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

発議者、白子町議会議員今関勝巳、白子町議会議員酒井良信、白子町議会議員今井滋則。

議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

資料は2枚目をご覧ください。

議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算に対する修正案。

議案第18号 令和6年度一般会計歳入歳出予算の一部を次のように修正する。

第1条中「5,236,000千円」を「5,116,000千円」に改める。

修正案は、3枚目にある小学校設計業務委託料の1億2,000万円を減額修正するものです。

以上、小学校統合に向けた進め方に疑義があるため、設計業務委託料の1億2,000万円を減額修正ということで提案します。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

- 議長（梅澤哲夫君） 以上で説明が終了いたしました。

これより、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の修正案について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、原案に賛成の発言を許します。

9番宗島理仁君。

- 9番（宗島理仁君） 私は、令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算に賛成し、令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の修正案に反対の立場から討論いたします。

令和4年5月に発足した白子町小学校適正配置等検討委員会により、保護者アンケート、

学校視察、意見交換等を実施し、様々な見地から出された最終答申を基にすると、現在の3校を統合し1校にすべきであるとのこと。また、校舎は津波の被害を受けにくい3階建ての新築校舎が望ましく、小・中一貫校を視野に入れ、中学校敷地内に校舎を建設することが記されています。

今回、原案で計上された小学校建設事業における小学校設計業務委託料1億2,000万円については、令和6年度に策定予定の小学校建設に関する基本方針及び基本計画案に密接に関係しており、どちらが欠けていても、小学校統合に関して遅れが出ると強く懸念されるものであります。

私は、小学生の子を持つ親として現状を話せば、白潟小学校1年生の生徒は22名であり、そのうち男子生徒は7人です。昨日行われた全員協議会での教育長の発言の中にありました、よりよい学習環境の構築や狭い交友関係からの脱却は、複式学級が予想されている令和11年以前よりも前の、今起きている喫緊の課題です。

さらに、社会情勢に目を向けてみれば、原油価格の高騰による輸送コストの上昇や人件費が大きく上昇しており、これらを含めた建築資材価格高騰の影響は今後も続くと思われる中で、先延ばしをすることは、町の財政にとっても大きな損害を被ると考えます。

児童が集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていける環境づくりのためにも、また、一定の規模の児童集団を確保できることで可能となるバランスの取れた教職員集団や学習支援員、特別支援員の配置をするためには、小学校設計業務委託料は必要な予算であると考えます。

一方で、地方のコミュニティの精神的支柱とも言うべき側面のある学校を統合する際は、3小学校が築き上げてきた歴史と伝統を無視することなく、よさを洗い出し、引き継ぎながらも、新しい形をつくっていくことを強く要望し、子を持つ親の責任として、子供たちによりよい教育環境の整備を進めていくことこそ、私たちの務めであると思い、本修正案に反対するものであります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（なしと呼ぶ声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なしと呼ぶ声あり）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 私は、修正案に賛成の立場から討論をいたします。

まずは、中学校適正配置等検討委員会委員の皆様には、2か年にわたり慎重なる審議をいただき、誠にありがとうございました。貴委員会の最終答申を踏まえ、これから適正配置に向けた基本方針、基本計画案が策定されていくものと思われま。

しかし、統合が決定をされたわけではなく、令和6年度に予定されている令和7年2月の教育委員会定例会の議決を経て、決定をされるものとなっています。したがって、6年度当初予算に小学校建設事業費が計上されることは不可解であり、今後の協議が必要であるものと思ひ、修正案に賛同するものです。

以上、賛成討論といたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の採決をいたします。

まず、本案に対する今関勝巳君外2名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立の結果は可否同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の修正案について裁決します。

議案第18号 令和6年度白子町一般会計歳入歳出予算の修正案について、議長は可決と裁決いたします。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正案が議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

もう一度申し上げます。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 議案第19号 国民健康保険事業特別会計に反対の立場から討論します。

自営業者や年金生活者らが加入する国民健康保険料の上限額が、支援金分で2万円引き上げられます。引上げは3年連続で、高所得者だけではなく中間層でも上限に達するケースもあるというふうに言われています。現在は、医療分65万円、支援金分22万円、介護分17万円で、限度額が104万円となっています。

このように、雇主負担のない国保税は、ほかの保険と比較しても負担割合が高くなっています。これを改善するには、引き下げられてきた国の負担を元に戻すことだと思います。国に対して制度改善を要望するよう求め、反対討論とします。

○議長(梅澤哲夫君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

9番宗島理仁君。

○9番(宗島理仁君) 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険事業は、医療保険制度の中核として重要な役割を担っています。また、ほかの医療保険制度に加入されていない、全ての住民の方を対象とした医療保険制度です。その事業として、疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。

しかしながら、被保険者は、保険税の負担能力の低い低所得者や高齢者が含まれており、また医療技術や医薬品の高度化に伴い、1人当たりの医療費は依然として上昇傾向にあり、国保財政は大変厳しく、大きな負担となっております。

そのような中において、医療費の適正化対策及び被保険者の健康保持増進のための保健事業を適正に実施するなど、健全な国民健康保険事業運営が行われています。

今後も引き続き安心して医療が受けられるように、低所得者対策、保健事業等をさらに推進し、健全に事業運営をすることを要望し、賛成するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第19号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第20号 後期高齢者事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。

本案は、保険料が引き上げられた内容となっています。今、食料品をはじめとする物価高騰が続いています。少ない年金から保険料が引かれ、残った年金での生活はとても厳しいと話している方がおられました。

後期高齢者医療制度になってから保険料は上がり続けています。そして、窓口負担は、令和4年10月1日から現役並み所得者を除き、一定以上の所得のある方は2割となりました。現役並み所得の方は3割負担です。しかも、今回は少子化対策の財源の確保、現役世代の負

担軽減の名目で出産育児支援金が導入され、値上げの上乗せとなっています。これでは、高齢者の命と暮らしを支え、安心して医療が受けられる予算とは言えません。

保険料の軽減に国の財政支援を求めるよう広域連合に要望することを求め、反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第20号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第21号 介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論します。

介護を社会で支えるとして介護保険制度ができました。しかし、第1期計画から見ますと保険料は上がり続けています。そういう中で、来年度は基金を投入して基準額が据置きになったのは評価したいと思います。

今、物価高騰で年金生活者はとりわけ厳しい状況が続いています。加えて、4年間のコロナ禍で身体機能の低下など、高齢者の健康面に影響が出ています。所得の低い高齢者ほど要

介護になりやすいと言われていています。非課税世帯への補足給付はありますが、1割の利用料が2割に、これ以外にも自己負担の家賃や食費も請求されます。これにより、在宅でサービスを利用している人は支払える額で利用を決めています。

社会全体で支えるとして発足した介護保険制度は、利用したい人、しなければならない人が誰でも利用できるようにすべきです。財源は、住民が50%、国25%、県・町が12.5%ずつです。国の負担を増やすよう要望していただき、誰もが安心して利用できる制度にしていただくことを求めて、反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第21号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号 令和6年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算は、委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時57分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員